

# 令和元年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和元年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和元年第3回定例会記録				
招集年月日	令和元年9月9日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和元年9月9日 午前10時03分 議長宣告			
散会	令和元年9月9日 午後 3時45分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	佐々木 勝	2番	澤上 勝
	3番	澤上 訓	4番	木村 忠一
	5番	田中正一	6番	日野口 和子
	7番	平野 敏彦	8番	馬場 正治
	9番	沼端 務	10番	吉村 敏文
	11番	澤頭 好孝	12番	柏崎 利信
	13番	西館 芳信	14番	松林 義光
	15番	檜山 忠	16番	西館 秀雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	8番 馬場 正治			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田 隆	副町長	小向 仁生
	総務課長	泉山 裕一	政策推進課長	成田 光寿
	財政管財課長	岡本 啓一	まちづくり防災課長	三村 俊介
	税務課長	福田 輝雄	町民課長	澤頭 則光
	環境保健課長	柏崎 勝徳	介護福祉課長	田中 淳也
	農林水産課長	赤坂 千敏	商工観光課長	久保田 優治
	地域整備課長	西館 道幸	会計管理者	佐々木 拓仁
	病院事務長	田中 貴重	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	柏崎 和紀	社会教育・体育課長	松山 公士
	選挙管理委員会委員長	相坂 一男	選挙管理委員会事務局長	泉山 裕一
	農業委員会事務局長	赤坂 千敏	監査委員事務局長	小向 正志
	監査委員	柏崎 堅一	農業委員会会長	大川 義博

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江	
	主任 主 査	袴 田 光 雄			
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第5号	平成30年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について		
	2	報告第6号	平成30年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について		
	3	報告第7号	平成30年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について		
	4	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	5	諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
議 員 提 出 議 案 の 題 目					
開 議	午前10時03分				
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)				
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。				
	7 番	平 野 敏 彦	議 員		
	9 番	沼 端 務	議 員		

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	西館議長	<p>おはようございます。</p> <p>開会に先立ちまして、まちづくりの目標である町民憲章を唱和いたします。</p> <p>傍聴席の皆様方も一緒に唱和してくださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局長、お願いします。</p>
	事務局長 (小向正志君)	<p>それでは、ご起立願います。</p> <p>議員及び傍聴者の皆様のお席に配付しております町民憲章を印刷した紙をごらんください。</p> <p>私が、「おいらせ町町民憲章」とタイトルを読み上げますので、引き続き前文からご唱和をお願いします。</p> <p>それでは、「おいらせ町町民憲章」。</p> <p>私たちは、大海に注ぐおいらせの清流と緑の平野に生まれたおいらせ町民です。</p> <p>私たちは、郷土の文化を高め、豊かで活力あふれる町にするため、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>一つ、自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりましょう。</p> <p>一つ、心と体を鍛え、明るく元気な町をつくりましょう。</p> <p>一つ、働く喜びを持ち、豊かな町をつくりましょう。</p> <p>一つ、思いやりを大切にし、心触れ合う町をつくりましょう。</p> <p>一つ、手を取り合い、安全で住みよい町をつくりましょう。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>改めまして、おはようございます。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は3人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には、次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと、次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p>

会議成立 開議宣告	西館議長	<p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、8番、馬場正治議員は、欠席であります。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時03分)</p>
議事日程報告	西館議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
一般質問	西館議長	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>抽せん順に発言を許します。</p> <p>1席14番、松林義光議員の一般質問を許します。</p> <p>14番、松林義光議員。</p>
質疑	14番 (松林義光君)	<p>おはようございます。</p> <p>一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>先般行われました、県民駅伝競走大会、選手の頑張りがありました。そして、スタッフの協力もありました。町長も議長も教育長も応援に駆けつけたと聞いております。関係者全員が、心を一つにして頑張った結果、町の部第3位であります。2位にわずか4秒差と、新聞を見ておりますけれども、4秒差ということはあと20メートル頑張れば2位に入れるという話であります。来年に大いに期待をしたいと思います。</p> <p>余談でありますけれども、1区を走破いたしました松坂選手、私ども菜の花保育園の卒園児であります。ですから、これまた大いなる喜びでもあります。スポーツ振興に力を入れている一人として、本当に喜んでおります。</p> <p>それでは、早速一般質問に入りたいと思います。</p> <p>まず、第1点、古間木山地区緊急搬送道路整備についてであります。</p> <p>古間木山地区緊急搬送道路整備は、平成30年度に用地補償調査に始まり、令和7年度に完成するスケジュールになっております。計画どおりに進むことになるのか。</p> <p>なお、平成30年度の詳細設計、用地補償調査は終了しているのか、お伺いいたします。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>14番松林議員のご質問にお答えする前に、先ほど県民駅伝の話がありましたけれども、選手の皆様には議会でも褒められたということは後で何かの機会に報告したいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>当該道路整備事業は、議員ご質問のとおり、平成30年度に詳細設計及び用地補償調査を実施し、今年度から令和3年度まで、町道木ノ下・三沢線から東側区間の用地買収等を行い、令和4年度に当該区間の工事を実施し、同区間の供用開始を予定しております。</p> <p>その後、令和5年度から令和6年度まで、町道木ノ下・三沢線から西側区間の用地買収等を行い、令和7年度に西側区間の工事を実施、令和8年度に全線供用開始予定となっております。現在のところこのスケジュールで進むものと見込んでおります。</p> <p>なお、ご質問の詳細設計及び用地補償調査につきましては、平成30年度に終了しております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>私は、令和7年度に完成すると思っておりましたけれども、町長の答弁は令和8年度、供用開始は8年度ということですが、そのようになるわけですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。</p> <p>工事は令和7年度までに行われますので、実際に供用開始、全線が使えるようになるのは令和8年度からということになります。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>わかりました。</p> <p>次に、(2)に行きます。</p> <p>緊急搬送道路整備に要する工事費、用地買収費用等は幾らになるのか。この事業は、防衛施設周辺関係の国庫補助金の交付を受けることになっておりますが、その補助率と交付額は幾らになるのか。</p> <p>また、我が町の負担額は幾らになるのかお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>昨年度実施した詳細設計及び用地補償調査で概算事業費を算出したところ、補助対象事業費として実施設計費が3,599万4,000円、工事費が1億2,182万5,000円、用地補償費が4億3,028万1,000円、事務費が1,763万6,000円となっております。</p> <p>また、補助対象外事業費として、工事費が1,000万円、用地補償費が1,204万円となっております。</p> <p>これらを合計した総事業は6億2,777万8,000円となりますが、今後の国との調整や物価変動等により多少の事業費の変更が考えられます。</p> <p>次に、国庫補助金についてですが、当該事業費は防衛省の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく補助金で、事業採択により7割の国庫補助金を受けることが可能で、4億2,401万2,000円が交付予定となっております。よって、当町の負担額は、総事業費から国庫補助金を除いた事業費となり、起債1億3,590万円と、単独費6,786万6,000円を合計した2億376万6,000円となる見込みとなっております。</p> <p>大変失礼しました。実施設計費が3,599万6,000円、工事費が1億2,182万5,000円、用地補償費が4億3,028万1,000円、事務費が1,763万6,000円となっております。このように訂正させていただきます。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>ちょっと額、いろいろ今言いましたけれども、記憶できませんでした。それで、もう一度、我が町の負担額は、もう一回お知らせ願いたい、7割の補助はわかりましたけれども、その金額をもう一度お知らせ願いたいと思います。</p> <p>そして、これはもう我が町の関係する部分の用地買収は、令和元年度、もう始まっているのかどうか、それもお願いいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、再度、事業費の内訳をご説明いたします。</p> <p>補助対象事業費ということで、実施設計費が3,599万6,000円。そのうち、工事費が1億2,082万5,000円。82万5,000円ですね、1,182万5,000円。用地補償費が4億3,028万1,000円。そして、事務費が1,763万6,000円となっております。</p> <p>補助対象外の事業費ということで、工事費を1,000万円、用地補償費を1,204万円を見込んでおります。</p> <p>総事業費としましては、6億2,777万8,000円ということになります。</p> <p>よって、国庫補助金のほうでございますけれども、補助対象事業費の7割の補助を受けられるということで、4億2,401万2,000円が交付予定となっております。</p> <p>町の単独事業費ですけれども、起債に相当する額が1億3,590万円。そして、単独費ですけれども、補助対象事業費も含めての単独費になります、6,786万6,000円ということで、単独費の事業費の合計は、2億376万6,000円ということになります。</p> <p>それでは、用地買収ですけれども、これから国の国庫補助金の交付申請がこの議会終了のあたりに行われますので、事前交渉はしておりますけれども、大体議会終了後の9月末ごろから用地買収等の交渉に入る予定となっております。</p> <p>以上です。</p>



質疑	西館議長  1 4 番 (松林義光君)	1 4 番。  用地買収は、9月ごろから始まる予定でありますということ あります。そこで、説明会も開いていると思いますけれども、こ の用地買収は町で行うものか、国で行うものか、ちょっとその辺、 お伺いいたします。そして、次ルート聞きますけれども、この地 権者の方々、用地買収はスムーズに進むというような感触がある のかどうか、お伺いいたします。
答弁	西館議長  地域整備課長 (西館道幸君)	地域整備課長。  お答えいたします。 用地買収は、町で用地補償等、工事の発注もそうですけれども、 町で全面的に行う予定となっております。もう地権者に対しまし ては、先ほどこちらで述べましたように、設計等ができておりま すので、対象地権者の方々には事前にこういう事業概要を説明し て、了解はいただいているという状況です。 以上です。
質疑	西館議長  1 4 番 (松林義光君)	1 4 番。  町の職員が用地買収を行うということでもあります。大変ご苦労 さんでありますけれどもよろしくお願いをいたしたいと思いま す。 3 番に行きます。 当事業は、当町と三沢市が事業主体となり進めることになりま すが、当町のルートをお知らせ願いたい。あわせて、当町の地権 者は何名になるのかお伺いいたします。
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えします。 全体ルートの起点と終点は三沢市で、総延長は1, 0 2 9メー トルとなり、そのうちおいらせ町の区間は2 7 9メートルであり

		<p>ます。</p> <p>おいらせ町の区間につきましては、サンワド一下田店北側から町道木ノ下・三沢線を交差し、三沢市道101号線に接続するルートとなっております。</p> <p>次に、地権者数ですが、総勢11名で、取得予定面積は約5,132平方メートルとなっております。</p> <p>なお、平成30年度に行った詳細設計及び用地補償調査において、地権者ごとの用地買収面積や補償物件が確認できたことから、今年度全ての地権者へ事業説明を行い、当該事業への理解をいただいているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>これからも、高齢者がふえていきますので、緊急搬送道路の必要性は、皆さんそれぞれ認識していると思います。大変かと思いますが、地域整備課にはよろしく願いをいたしたいと思っております。</p> <p>次に、税金等の徴収についてお伺いいたします。</p> <p>このことは、昨年の12月議会でも取り上げております。再度一般質問をさせていただきます。</p> <p>北部地区の方々の税金、あるいは後期高齢者保険料等の徴収をコンビニ納付ができるようにする考えはないのか、お伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>ご質問にお答えします。</p> <p>町税等の新たな収納手段の一つであるコンビニ収納サービスについては、これまで幾度か導入に対する検討をしてみりましたが、導入費用における費用対効果等幾つかの課題があることから実施には至っていないところであります。</p> <p>しかしながら、近隣市町村の導入がふえていることと、町民の納付機会の充実を図るため、現在導入に向けた検討をしているところであります。</p>

質疑	西舘議長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>諸問題はあるけれども、今後導入に向けて検討してみたいと、町長の答弁であろうかと思えます。ご承知のとおり、青い森信用金庫青葉支店が3月に三沢支店に統合いたしました。加えて、今、古間木山地区も北部地区も高齢者がふえております。免許証も自主返納している方々もふえていると聞いております。今、北部地区は人口がいまだに増加しております。毎月の広報を見ておりますけれども、人口の動態はほとんど横ばいであります。現状は、人口は減っていないと言っても私は言い過ぎではないと思っております。その要因は言わなくても北部地区の人口増にあると思っております。ですから、私は人口がふえている地区にも町民サービスをやるべきであると、こう思っております。ですから、今、町長は導入の検討をしてみたいという話でありますけれども、その担当する地域整備課長、今、町長の答弁を聞いてどのように感じておりますか。間違いました、税務課長。</p>
答弁	西舘議長	<p>税務課長。</p>
	税務課長 (福田輝雄君)	<p>お答えいたします。</p> <p>ことしの3月議会または12月議会だったと思うんですけれども、松林議員からお話がありました。青い森信用金庫の青葉支店の統合、閉鎖に向けた取り組みということでお話をいただきながら、コンビニ収納も一つの方法ではありますが、町からこれまで進めております口座振替の推進、あと高齢者の方でなかなかそういう、外に出る機会がなかなかできないという方に関しましては、訪問徴収ということでこれまでも対応してきております。</p> <p>今回提案いただいていますコンビニ収納につきましては、青森県内でも40市町村のうち16市町村が進めてきているサービスの一つとなっております。ただ、このコンビニ収納につきましては、先ほど課題があるというお話をしておりますけれども、費用的な部分で今まで発生しなかった費用が出てくるものと、あと取り扱いが変わってきますので、その部分で事務方の取り扱い</p>

		<p>もそうですけれども、納付される納税者の方々、町民の方々についても新しい形になることを周知していかなければならないということを考えています。</p> <p>また、先ほどお話をした16市町村のうちでも、やはり1年から2年準備期間を設けながらやっておりますので、その部分も含めながら、できるだけ早い形で実現に向けた対応をしていきたいという思いで現在検討しているということになっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>地元の金融機関が3月をもってなくなったわけでありまして。役場に来て納付するということもなかなか厳しいものが私はあるかと思えます。青い森信用金庫三沢支店に統合しましたけれども不便であると、三沢支店に統合して大変だという声が役場にあるのかないのか。もし、あるとすればそれをお知らせ願いたいと思えます。</p> <p>今、税務課長がいろいろ諸課題があると、それをクリアしなければならぬと。1年から2年間かかりますよという話であります。でも、とにかく今コンビニは北部地区に5カ所営業しております。私は、時間はかかるとしてもやはり前向きにこの導入の検討、ただの検討ではなく前向きな検討をすると、もう一度町長か副町長にその答弁をお願いしたいと思えます。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>今、税務課長が答弁したとおり、前向きというか実施に向けた取り組みをするということで、今、検討しておりますので、近い将来、先ほど言いました1年、2年かかるというんですけれども、できるだけ早目に、あるいはまた経費が多少ふえますけれども、そういう部分も含めて取り組みたいと考えておりますので、もう少し待っていただきたいと思えます。</p> <p>税務課長。</p>

答弁	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>税務課につきましては、思ったほどそういう部分でコンビニ収納を早くしないのかという問い合わせはない形ではありますけれども、ただ、どうしても現年の納付がおこなわれている方々に電話、催告した場合には、1件、2件そういうお話をいただいているところはあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>私は、税務課長に質問したのは、青い森信用金庫がなくなって不便を感じている方がいますかということ、それはいいです。</p> <p>町長の答弁聞きました。期待しておりますので、よろしく願いをしたいと思います。</p> <p>次に移りたいと思います。</p> <p>(2) コンビニでの納付のためには……、これ、いいです。取り消します。もう答弁聞きましたからよろしいです。</p> <p>おいらせ町営霊園についてであります。1種6平米の区画にあつては町内利用申請者34万円、町外利用申請者は40万円。2種4平米の区画にあつては、町内利用申請者は23万円、町外利用申請者は27万円となっております。現在、1種は120区画のうち使用数は46区画、未使用数74区画。2種は274区画のうち使用数252区画、未使用数22区画残っております。これを、町内の方々が全部権利を得るとすれば、1種未使用数74区画、34万円でありますから2,516万円。2種未使用数22区画、23万円ですので506万円。トータルで3,022万円の金額になります。</p> <p>私は、そこで財政健全化を推し進める上から、または未使用数をなくすためにも、町営霊園の永代使用の権利を得るときに、町が助成するべきであろうと私は考えますけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長</p>	<p>町長。</p> <p>松林議員には、私たちが通告どおり答弁書をつくっております。</p>

質疑	<p>(成田 隆君)</p>	<p>たけれども、もう既に内容をご存じかと思えます。しかしながら、一応一般質問でありますので、通告にしたがって改めて答弁します。重複することをお許してください。</p> <p>それでは、ご質問にお答えします。</p> <p>町営霊園の区画を、永代使用する権利を取得する際にお支払いいただく霊園使用料は、区画面積6平方メートルの第1種については町内在住者が34万円、町外在住者が40万円となっており、区画面積4平方メートルの第2種については、町内在住者が23万円、町外在住者が27万円となっております。平成30年度末の町営霊園の使用状況であります、第1種は120区画に対し46区画で、使用率38.3%。第2種は274区画に対し252区画で、使用率91.9%となっており、第1種の使用状況が低いのは霊園使用料や霊園管理料を第2種に比べ高額に設定していることが要因ではないかと考えております。</p> <p>したがって、議員ご提案の霊園使用料への助成については、その方の経済的負担減につながるため、使用者の増加に結びつく可能性があると考えられます。</p> <p>しかし、仮に助成などの制度を設けた場合、既に永代使用する権利を取得し、現在の使用料を支払っている方との間で不公平が生じることになるため、慎重な対応が必要であると考えております。</p> <p>議員ご提案の助成につきましては、使用者をふやす有効な手段の一つでありますので、そのほかの方策も広く情報収集するなどし、検討していきたいと考えております。</p> <p>以上で、答弁を終わります。</p>
	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>検討の余地はあるというふうに聞きました。でも、既に永代使用料を払っている方々と比較した場合、不公平が生まれてくる可能性はあるということで、問題はないわけでもないという話であります。だとすれば、この前、洋光台団地の販売についていろいろ説明を受けました。時間かかったようであります。そして、町側で坪4万円、被災者にあつては坪6万円助成しましょうと、そういう条例をつくって促進しました。その結果、私は前に購入し</p>

		<p>た方々とその助成をもらって購入した方々とそんなに不公平が出てきたと、私は思っておりません。結果、今、洋光台団地は残っているのは4区画のみであります。軟弱地盤もそうですか、分譲が残っているのが4区画。ですから、今、町長はちょっとこの不公平を生じると、私は当てはまらないと。洋光台団地を考えた場合、やはり残っているものを早目に、使用料の権利を得るような政策を打ち出すべきであると、私は思います。ですから、そんなに恐れることはないと思いますよ。今買った人が前に買った人の苦情を受けるようなことは、私はないような気がしますが、もう一度その考え方をお伺いしたいと思います。</p> <p>それから、先般、若葉町のおばあちゃんにおいらせ霊園まだ残っていますかと聞かれました。残っていますよと、どうぞ役場に行ってお話をしてくださいと、来たかどうかはわかりません。でも金額は高いから、そのおばあちゃんは年金暮らしであります、ですから深くは言えなかったんですけども、私はこの質問をしますよということは言っておりません。ですから、それなりの金額を払うわけですけども、このPRですね、9月号のおいらせ広報見ました、おいらせ霊園のPR、宣伝はなかったと思っております。ですから、もしないとすれば、ときどき広報等を通じてやっぱりPRすべきであると私は思いますけれども、環境保健課長はどのように考えているのかお伺いいたします。その点、お願いします。</p> <p>西館議長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>使用者をふやすために霊園の助成をするべきではないかというご質問でございますが、洋光台のようにということでございますけれども、確かにご指摘のとおり使用料を引き下げれば利用してくださる方がふえるのではないかとすることはもちろん想定されるわけでございますけれども、その前に、使用料を引き下げる前に何かできることはないかということで、いろいろ課内でも検討しております。その中の一つ、数点あるんですが、一つとしては、例えば今現在、町外の在住者に対しては割高に料金を設定しているわけでございますけれども、それを町内在住者と同額に</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>して、町外からの利用者呼び込むというのとかですね。あるいは、1種のほうは面積が大きい分、その分使用料とかあるいは管理料も高額になっておりますし、それに見合った墓石も大きいのを建てる必要があるということで、なかなか1種のほうの申請というのが伸びてきていないというような状況がございます。ですので、1種につきましては間口が3メートル、2種は2メートルということでございますので、1種が2つ並んでいればそれを3つに区画をして、2種の使用料の料金でまた募集をするというようなことで、2種をふやして2種のほうの使用をふやすとか、そのようなことでいろいろ対策をした上で、その次には使用料のほうに助成をするなどというような対策を考えていってはどうかなど、今、課内で検討をしているところであります。</p> <p>それから、2つ目のPRのことについてでございますけれども、確かになかなか霊園というものの性質も、広報でどうぞどんどんご使用くださいというふうに募集するっていうのも、何となく性質的に難しい点もございますけれども、空き状況等広報等でお知らせをするなどして利用促進をしていきたいなと思っております。ただ、町のホームページでは逐次残っている区画を更新しながらPRには努めておりますけれども、また広報でも取り扱いを、PRをしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>既存の町内、例えば旧下田、木内々、本村、ほとんどお墓持っておりますよ。おいらせ霊園を使用を得る方々はほとんどいないと思います。ただ、特に古間木山地区の方々は、町外から、県外から移り住んできて、そこを住みかとする方々がいっぱいいるんです。ですから、そういう方々にも視点を、目を向けて、PRをしていただきたい。私はこのように思います。これは、希望いたします。</p> <p>それから、いろいろ検討していくという話であります。これは、平成13年7月に分譲開始が始まっているんです。もう18年たちました。ですから、思い切った政策を打ち出すべきだと、私はこう思っております。その点、町長から、もし一言があればお願</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	



<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いをいたします。</p> <p>町長。</p> <p>今の課長の答弁にありましたけれども、どういう方策があるのかということで内部で検討はしております。そして、余り面積が広いケース、6平方メートルを、例えば3メートルに2メートルを、1.5の2メートルにして3平方メートル、そういうふう小さくしたら、5尺に6尺ですから旧の尺でいきますと、そうしたら果たして売れるのかどうか、試験的にそういう分割もしてみてもいいのかなと。そして、好評であればそれをふやせばいいし、またさっき課長の答弁にありました6平方を2つ合わせて12にして、また6つに分けるとですね、4つかな、分けるという方法もあろうかと思えます。そういう部分で、金額もそうだけれども、面積を少しいじってみて、今はやりの簡素化したお墓に使いたいって、小さくてもいいよというような人方の需要があればそういうふうについていう、試行的にやってみるのも一つではないのかなという気がしておりますし、また、値を下げるというのも、今ここで将来下げますというと、今買おうとしている人たちも、じゃあどうせ町で値を下げるからまだ待っていようと、死ぬまでに買おうというふうになってしまうてもまた問題がありますので、ここではやはり助成するとか値段を下げるという部分は、まだ正式な答弁としては控えていかなければならないなと思っております。</p> <p>また、コマーシャルが足りないということでもありますので、これからご指摘のとおり、どういう方法があるか考えながら、宣伝はしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>次に移ります。</p> <p>町外在住者にあつては、1種5名、2種29名の方々が永代使用の権利を得ておりますが、市町村別をお知らせ願いたいと思えます。</p>

答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えします。 町外在住者の使用者であります、第1種の5名につきましては、三沢市が3名、六戸町が1名、愛知県が1名。第2種の29名につきましては、三沢市が15名、八戸市が7名、六戸町が3名、十和田市が2名、東京都が1名、静岡県が1名となっております。  以上です。
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	14番。  三沢市が一番多いのかな、それから六戸、八戸、十和田市の方々がこのおいらせ霊園の権利を得ていると、使用の権利を得ているという話であります、この方々が、どうですか、将来、霊園の使用の権利を得ていると、将来我が町に転入してくるという考えはお持ちですか。その可能性はありますか。
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  せっかく貴重な財源を得て、おいらせ町にわざわざ墓地を取得しているわけですから、亡くなるときでも遺族の方々にも、遺言として、多分おいらせ町出身の方々東京のほうから、買ってくださいような気がしますので、追跡調査はしておりませんが、そういう部分を含めて利用してくるものと期待しておりますし、また、三沢市あるいは六戸、十和田の方々もそういう部分で、何かの縁で、おいらせ町に子供さんが住んでいる部分があるのか詳しくはわかりませんが、そういうことで住んでくださるもの、あるいは利用してくださるものと考えております。  以上です。
質疑	西館議長  14番	14番。  町長と同じく、この方々が願わくばおいらせ町に転入してくれ

質疑	(松林義光君)	ればありがたいなという気持ちであります。 これを持ちまして、私の一般質問を終わります。
	西館議長	これで、14番松林義光議員の一般質問を終わります。 ここで、暫時休憩します。11時までです。 (休憩 午前10時43分)
	西館議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前10時59分)
	西館議長	引き続き、一般質問を行います。 2席7番、平野敏彦議員の一般質問を許します。 7番、平野敏彦議員。
	7番 (平野敏彦君)	令和元年第3回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、7番平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により一般質問させていただきます。 新しい令和の新時代、最初となる第27回青森県民駅伝大会が、「健脚でつなげ郷土の和と心」の大会スローガンのもと、新青森県総合運動公園陸上競技場のこけら落としとして、コースや区間、距離を一新して開催されました。 おいらせ町選手団は、令和の時代に新たな歴史を刻む思いを胸に秘め、1本のたすきをつないだ結果、町村の部第3位、総合で9位となりました。おいらせ町の選手が、全力でゴールを目指す姿に多くの町民はスポーツのすばらしさと勇気と感動を覚えたことでしょう。監督を中心にチームの団結力を強め、選手強化に尽力されました陸上競技協会の方々、そしてスタッフの方々に心から敬意を表するものであります。アスリートたちの今後ますますの活躍を期待しております。 おいらせ町にあっては、祭りばやしの笛の音が聞こえる季節となりました。五穀豊穡と大漁祈願の百石まつり、そして下田まつりの開催が楽しみであります。少子化により、山車組への参加する子供の確保が大変だと聞いております。町を挙げての支援と、子供たちの生涯の思い出になる祭りが開催されますよう、期待いたします。好天に恵まれ、たくさんの町民が参加されますようお祈りし、それでは、通告いたしました一般質問について町長の所見をお伺いいたします。

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>第1点目は、町行政組織の見直しについてであります。</p> <p>町では、4月1日から「明るく元気で持続可能なまち」の実現に向けて、町の組織が変わりました。変更後の、住民サービスの効果はどのように変化したのかお伺いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えする前に、先般の県民駅伝においては、体育協会の会長であります平野議員初め、洞内監督さんのご尽力によりまして、大変いい成績をおさめてくださったことに感謝を申し上げます。</p> <p>そしてまた、洞内監督が言った2位と3秒半しか変わらないから来年は2位を目指します、あるいはまた1位を目指しますという力強い言葉を、平野会長も聞いたと思っております、私も来年はと思つてまた期待しておりますので、どうか来年もご協力のほど、よろしく申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、2席7番平野敏彦議員のご質問にお答えします。</p> <p>行政組織の見直しについては、私の政策公約である「明るく元気で持続可能なまち」の実現に向け、取り組みの具現化、そして新たな行政課題に的確に対応するために、効率的・効果的な組織体制の確立が必要であるとの認識から、町民課、環境保健課、介護福祉課の保健福祉部門を本庁舎へ集約するとともに、政策公約の推進強化と、将来を見据えた財政基盤の確立のため、従来の企画財政課を改編し、政策推進課と財政管財課を設置したものであります。</p> <p>これにより、保健福祉部門3課が互いに連携をとりやすい環境が整備され、利用する方にとっても手続が同じフロアで行えるなど、住民サービスが向上したと考えております。</p> <p>また、政策推進課と財政管財課については、直接的な住民サービスには影響しませんが、私の公約を推進する立場の政策推進課と、その公約を健全な財政運営の視点から検討する財政管財課と、それぞれの部門が互いの立場から政策の是非を見きわめ、推進していることから、結果的に私の考える「明るく元気で持続可能なまち」の実現に向かっているものと考え、住民サービスに寄与していると考えております。</p>
-----------	-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上で答弁を終わります。</p> <p>7番。</p> <p>今の、町長の答弁は自分の政策推進のために組織の改編をしているんだというようなことで、その効果も上がっているというようなことでもあります。これ、当然、自分が進めたことですから、そういう形で答弁するのは、私は予測されている範囲だなど思っております。ただ、本当にこの部分で効果が上がっているのか、これから一つずつ確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>組織を改編し、さっき町長が言った政策推進体制の強化と財政基盤の確立に向けた組織体制にする、課も見直しをしたということになりますけれども、その財政基盤の確立に向けた取り組み策というのは、これこれこれこれというのはあったら説明をいただきたいと思っております。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>財政基盤の確立に向けた取り組みでありますけれども、今年度の当初予算編成に当たり行った財政確保策として、特定の経費を一律で削減するという取り組みを行いました。しかし、この方法は、おのずと限界があり継続が難しい方法であります。</p> <p>一方で、高齢化の進展や、インフラや公共施設の老朽化などは確実に進行しております。その対策を行うにも、財源が必要であります。歳入の減少が現実視される以上、さらなる財源確保の取り組みが必要不可欠であります。</p> <p>そこで、今年度から既存の事務事業全てについて見直しを行う取り組みに着手しているところであります。それは、ヒト・モノ・カネといった行政資源には限りがある一方で、町の業務はむしろ増加してきたことを踏まえ、既存の事務事業の廃止や縮小も視野に入れた見直しを行うことにより、財源確保とマンパワーの集中を図り、持続可能なまちづくりを推進するというものであります。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>ただし、全ての事務事業を検証するには相当の時間を要することから、複数年で取り組みを進めていく予定としております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>7番。</p> <p>具体的には、一律で各種団体の補助金をカットしたというようなことで、これもこれからは続けることは不可能じゃないかというような話で、町長の字句には、非常に一生懸命やるという感じが込められているんですけども、内容的なものはなかなか整っていないなというふうな。もう具体的にこれこれこれこれ、こういうふうな形で削減なり、そしてまた改善するなり、そして財政的にこのくらいの経費を生み出しますよという答弁になっていないんじゃないですか。私は、そういうのを聞きたいんですよ。一律に補助金カットは簡単ですよ。各団体、全部今10%カットになって、聞いてみますと、高齢者の団体とかそういうふうなのは非常に意気消沈しております。これで本当に町長が公約しているこの地域まるごとケアとか、心支え合う、触れ合う心、こういうものが育ってくると思いますか。私は、非常に、もっとアイデア出して、成田 隆の政策公約を実行するという方法が示されていないなど。経費節減だけでこの公約が実施できますか。私は非常に疑問を感じていますよ。そういうものでは、今の行政組織の見直しは本当に正しかったのか、本庁舎の部署を今、さっき町長が言った各課に配置がえした部署は何人いますか、本庁舎に。分庁舎を見てみると、何人いますか。行って見て、非常に、1階見て危惧を感じますよ、ほとんど1階に人がいない。何人になっていますか、本庁舎。そして、分庁舎は何人職員配置になっていますか。これ、一つお知らせください。</p>
	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>大変申しわけございません。ちょっとそこまで詳しい数値は今手元にお持ちしておりませんので、後刻答弁したいと思います。申しわけございません。</p>
答弁		

質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>この広報の4月にも載っていますけれども、地域整備課それから教育委員会、農林水産課、農業委員会、商工観光課、これだけしかいませんよ。全体的に足してみたらすぐわかるんじゃないですか。職員の配置の、これで見てもすぐわかるんじゃないですか。</p> <p>私は、次の3番のところで質問させていただきますけれども、じゃあ、こういう体制になって、町民からどのような意見が寄せられているかお聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>ご質問にお答えします。</p> <p>4月からこれまでいただいたご意見としては、本庁舎に手続におこしになるお客様がふえたことにより、待合スペースが少ないことへの不満や、室内温度が高いなどの暑さに対する意見をいただいているほか、これまで分庁舎で用事を済ませていただいた方におかれましては、部署が移転し不便になったという声が窓口へ寄せられております。</p> <p>一方で、保健福祉部門が集約されたことにより、今までよりも手続が便利になったとの声もいただいております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>私も、たびたび本庁舎に来ますけれども、ある町民から本庁舎には行きたくないと。なぜと。苦痛を感じると。用事を足しに行って、あの狭いところで前も後ろも人が、前を行けば後ろを人が歩くし、話し声が聞こえるし、本当に役場的な感じがしないというふうな話を聞いているんですよ。私はやはり、今、町長が答弁していますけれども、4月からこの狭い、分庁舎から来る人は非常に不便だ、分庁舎から来る人は大変ですよ、本当に。そしてまた、今言った保健福祉、これが1つになってと言いますけれども、私は本当にこの保健福祉が本庁舎1つでいいのかと。さっきも、本庁舎、分庁舎の職員の数を聞いたんですけども、じゃあ本庁</p>

		<p>舎の周辺に、例えば1キロメートル以内に何人の町民がいるか。分庁舎の1キロメートル以内に何人の町民がいるか、これ調べてみましたか。人口的な比較もしてみたんですか。こういうふうな人方が、その地域で今までサービスを受けてきたものが変わって、いろいろな意味で不合理も感じて、不便を感じているわけですよ。この辺の捉え方というのは、本当にこれでよかったですか。もう一回確認します。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>機構改革を行いまして、今現在、4月からなので9月になっております。改めてわかってきたことというのは、先ほど平野議員もおっしゃったとおり、繁忙期のところに、やはり窓口のところに人が多く集まるというのが改めてその部分というのが一つの欠点でもあるなっているというのは、こちらのほうでも認識しております。今、その件に関して見れば、どういう解消の仕方があるのかというのは今後検討していかなければならないということで、総務課でも認識しております。</p> <p>あと、次の点ですけれども、本庁舎のほうに保健福祉を集約しているというのは、以前にもご説明したみたいにある程度ワンストップということで、一つのフロアで全てのを一連に処理できるようにということを目的に行っているものであります。そのような形で行っておりますので、基本的にはこちらに来庁していただくという手間はございますけれども、以前のように本庁舎、分庁舎をまたいで移動してもらうという部分に関しては解消されておりますので、こちらのほうのワンストップの、ワンフロアの中で、税務課、会計課も含めて5課が連動して行うというのが改めてできるようになっております。その部分が、今回の機構改革の一番のメリットだと思っておりますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長</p>	<p>総務課長。</p> <p>1キロメートル以内というのは、検討しているときに1キロメ</p>



<p>質疑</p>	<p>(泉山裕一君)</p> <p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>一トール以内の人数というのは、試算したことはございません。以上になります。</p> <p>7番。</p> <p>今聞いて、私は非常に疑問を感じるわけです。ワンフロアでワンストップの流れを、ちゃんとこうやってサービスする、私は、役場に来る人は2課にも3課にもまたがる人ってほとんどないんじゃないですか。例えば、税金を納めに来る、例えば保健関係では保健関係に来る。1回に2課、3課、用を足さなければならぬという町民というのは、そんなにないと思いますよ。やはり、その辺のことをちゃんともう少し把握しなければならないんじゃないかということが、私が疑問を感じている部分です。</p> <p>続いて、4点目に入らせていただきますけれども、この医療・福祉の連携について、そして再編後どのような効果が得られているか、さっきちらっと話をしていますけれども、もう一回お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>ご質問にお答えします。</p> <p>保健福祉部門が、同じフロアに集約されたことにより、利用者の立場、職員側の立場、それぞれ効果が上がっていると感じております。</p> <p>例を申し上げますと、未就学児童がいる世帯や、妊婦の方が転入届や出生届を提出する際、環境保健課の母子保健係との面談がスムーズに行えるなどの効果、あるいは、児童福祉に関しては母子保健係と要保護児童対策係との間で連携や相談が可能となり、虐待予防支援対応等が迅速に行われるなどの効果を確認しております。</p> <p>いずれにしても、同じフロアに保健福祉部門があることの強みを生かし、引き続き連携体制を強化したいと考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>7番。</p>

<p>質疑</p>	<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>今言った保健福祉の連携が、これは何も別に本庁舎じゃなくてもできることで、窓口が2つあるんだから。なんかたか本庁舎じゃなければならぬかという理由づけというのを、私はよく理解できません。</p> <p>それから、母子保健とか未就学児童、人口の何パーセントに当たりますか。今、児童、それこそ子供が減少している時代ですよ。もっと、場所とかそうじゃなくて、身のいった知識とかいろいろなもののサービスをすることが大事だと、私は場所じゃないと思いますよ。高齢者の方々のパーセンテージはどうなっていますか。私は、もっとそこに住んでいる人方がまずは簡単に用事を足せる、そしてまた安心して庁舎に来れる、そういう状況をつくるべきだと私は思っていますよ。何かね、何が目的でこういう形になったのか、私はよく理解できないので、本当にこの部分については町民からもいろいろな意味で意見をいただいていますから、もう一回再考すべきじゃないかなという思いがありますので質問しています。</p> <p>それから、続いてお聞きしますけれども、医療・福祉の連携というのは、例えば組織改編にいて病院はどのような影響を受けているのか、効果が上がっているのか。これについて、第4点目、お聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>現在のところ、効果と言われると特段と病院とすれば見られているというところはございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>地域医療ケアシステムの構築というのは、前々からつくられてあるんですけども、今特に、団塊世代が75歳以上となる2025年をめどに、この地域医療ケアシステムの構築が叫ばれているわけで、私は病院が身近にないというのが一番の問題じゃない</p>

		<p>かなという思いがするわけです。というのは、三村申吾県知事が百石町長の時代、この地域包括ケアシステムの構築に向けていきいき館をつくり、そしてまた病院と連携したシステムをつくったわけですよ。それによって、医師が、保健師、いろいろな福祉関係の方々と情報交換をして、定例的な会議を持って進めてきたわけですけども、今その目的となった施設はもうほとんど使われていない、社会福祉協議会が使っているわけですよ。なぜこういう形で病院を切り離した形でのその体制になっているのか。そして、また、病院会計を見ますと、3年連続でマイナス計上となっているわけです。こういうふうなのが基本にあったら、私は逆に病院の近くに、そしてまた医師と連携した情報交換をすることによって、病院経営にも、いろいろな意味で効果を生むんじゃないかという期待をしていたんですけども、全く、私から言わせるとよく理解できません。病院と離れている距離的な部分については、全然心配ないということですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>通告にない部分で、課長方も少し戸惑っている部分がありますがけれども。それは病院には近くにあつて、本当は患者の家の前にあれば一番いいでしょうけれども、なかなかそうもいかないの、ある程度通勤して病院にかかっしてほしいという部分があると思います。通告にないことですから、私の私見になりますけれども、そういう部分で、なかなか今、病院の経営も苦しい、いろいろな部分で説明はされているはずですけども。何ですか、先ほど、約5,000万円ほど赤字があるというようなご意見もあったように伺っていますけれども、そういう部分も含めて、いいことはわかりますけれども、しからばどこまでやれるか、今の2つの庁舎の中で人員の配置、いろいろな部分で1カ所に入れば一番いいでしょうけれども、しからばその1カ所に入るとしたらどっちに入ればいい、あるいは新たに建てなければならないよという話になると思いますし、そういう部分では先走った話ではできませんから、余り私見は言えませんが、今ある状況の2つの建物の中で、あるいは職員の人数からいって、住民サービスには最適の状況だと思って判断しているわけです。しかしなが</p>

		<p>ら、不便を来す人もあるでしょう。あるいは、もう昔からそういう不便を強いられている方々は普通だと思っている方もあるでしょう。もしかして、近くに持っていくことによって、例えばですよ、北部に人口が多いから北部に庁舎あるいは病院を持っていけばいいかもしれませんが、それはなかなかできないことです。ですから、今まで便利だったのが不便になったと言いますけれども、最初から不便になっている方々のこともある程度考えてくだされば、しょうがないよな、あるいは我慢しなければならぬよなという考えにもなるかと思っております。多少不便になったことでも、もっともっと不便な地域もある、人もいるということもご理解いただきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>先ほどの中で、通告にないということですがけれども、私は別に質問しているんじゃないかと、経過を話をしただけですから。</p> <p>5点目に入らせていただきます。</p> <p>そうしたら、この行政組織の見直し、メリット、デメリットについてどのように変化したか、お伺いいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>これまでの答弁と重複する箇所があるかと思われませんが、当初想定していたメリットであるワンフロア化による事務手続や、相談業務などのワンストップサービスの実現についての効果は確実に上がっていると感じております。</p> <p>一方の、デメリットとしては、これまで分庁舎で手続が完結できた方に対して見ると、先ほども言いました本庁舎でなければ手続ができないなど、交通弱者の方にも不便になっていることなどが考えられます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	7番。

<p>質疑</p>	<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけ確認しておきますけれども。配置がえによって地域整備課がなぜ本庁舎に不要になったのか。配置がえをしたのか。ここ1点だけ、お聞かせいただきたい。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。  地域整備課に関して見れば、基本的には本庁舎のほうに福祉3課を集めたいのが一番の趣旨になっております。そのため、地域整備課自体はこちらのほうに大型の重機等もありますので、こちらのほうが効率がいいというのは理解しながらも、やはり入るスペースというのが限られておりますので、分庁舎のほうで業務を行ってもらおうという形で、分庁舎に移動しました。基本的には、1階に全部福祉3課を集めたいというのが趣旨になっております。  以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。  そちらのほうを優先したということで。私は、いろいろな意味で、災害対策、町長の直に初動態勢がとれる体制をつくるにはですよ、本当に分庁舎でいいのか疑問です。そういう考えであれば、私の考え方の相違だということで認識をしておきます。  6番の、行政組織改編にともない、地域まるごとケアを重点事項として掲げて本庁舎に担当課を配置しましたけれども、現在、二川目方面から本庁舎に直行する町民バスの路線がないわけです。さっきも言ったように、いろいろな意味で条件をチェックして、こういう組織がえをしたのかですね、交通弱者への配慮が欠けているんじゃないですか。これ、1点お聞かせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。  お答えします。  町民バスは、町内における公共交通サービスのかなめとして3つの路線を設定し巡回運行しているもので、青い森鉄道のダイヤ</p>

		<p>改正に伴う運行時刻変更や、利用者等から寄せられた要望等を踏まえ、路線の見直しなどを行ってきております。</p> <p>ご質問の、二川目方面から本庁舎へ直行する路線については、本年6月の運行改正に伴い、従来は直接乗り降りできた便がありました。改正後は分庁舎やイオンモール下田での乗り継ぎをしなければ本庁舎へ来ることができないため、先ほども答弁したとおり二川目方面から本庁舎へ来庁する方にとっては不便になった可能性はあります。</p> <p>バス運行の改正は、これまでも利用者からのご意見や要望、そしてバス事業者との協議等を踏まえ決定していますが、バスの台数や運行体制など限られた条件の中で運用しているため、バス利用者全てに利便性の高いサービスを提供できていないことも課題として認識しております。そのような課題も踏まえ、今年度町内の公共交通体系の抜本的な見直しに向け検討作業を行っておりますので、その作業を踏まえ、可能な限り利用者のニーズに応じたバス交通を含めた公共交通体系の仕組みを構築し、利便性の高いものにしていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>私は、聞いているのは、バス路線がないということですから、ないのではないということなので答えてもらえればいいですよ。あとは、いつになったらこの見直しをしてこういうふうな体制を変えますよというような答弁は、私は聞きたいんですけども、何かこう、いつになれば実施可能なのか、肝心なところが一番出てきていませんよ。私は、前段とかそういうのは必要ないわけで。いつになれば、じゃあ本庁舎へ直通の形で、北部の二川目地区、一川目、あの辺は来れるようになるんですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>二川目方面から本庁舎へ直通するバスの便ですが、現在のバス</p>

		<p>運行の体制では難しいものがあると考えてございます。理由等につきましては、先ほどの町長の答弁でもありましたが、東線につきましてはルートが338から本町方面に来る、旧百石の本町方面に来ルートと、それから工業団地から川口のほうに行くルートがありますので、あとはバス事業者のほうの運行時間の関係もありまして、現体制では難しいものがあると考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>議長、私が聞いているのは簡単なことを聞いているんだよ。何も要らない、前段は必要ない。いつやるかっていうのを聞いているわけだから、いつごろになりますよとかって答えればいいですよ。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>失礼いたしました。</p> <p>いつからというお答えですが、今年度抜本的な見直しを行っております。それで、方向性を来年度整理いたしまして、きちんとした新交通体系のシステム施行は3年後をめどとして考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>3年経てば、どういうふうな町政の流れが変わるかわかりませんよ。全く、本当に誠意がないんじゃないですか。</p> <p>それでは、続いて2点目に入らせていただきます。</p> <p>第2点目は、多目的ドームの建設についてであります。</p> <p>町長は、平成31年度第1階定例会において、町の基本計画どおり、一般質問された方に対して多目的ドームを建設すると答弁をしておりましたけれども、私は再度確認する意味で一般質問したんですけれども、先般、議会が始まってから全員協議会を開催して多目的ドーム建設を凍結した、これは本当にありきかなとい</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>う疑問、ショックを受けたんですけれども。もう一回、私が質問を出していますので、これで答弁をお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>まずもって、先般、開会の日に関員協議会でご報告してしまったこと、事務方はそれでも早めたと思っていますけれども、大変申しわけないことをしたなと思って、議員各位にはおわび申し上げます。申しわけありませんでした。</p> <p>それでは、ご質問にお答えします。</p> <p>本年3月の第1回定例会一般質問において、多目的ドームの建設規模と事業費について質問があり、現在実施設計に着手しており、規模を縮小することなく計画どおり進めるべく準備を進めている旨答弁したところであります。</p> <p>しかしながら、先日5日の議員全員協議会で申し上げたとおり、実施設計業務の過程において、事業費の大幅な増額と厳しい財政状況を踏まえ、事業推進の凍結を決断したところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>質問事項に沿って質問しますが、実施計画では計画が大幅に上回っているということで聞いてあったんですけれども、この前の説明ですと、大幅に上回った額が出ていますけれども、今後、答弁を、ちゃんとこのとおりという形で説明いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどの答弁と重なる部分がありますが、先日の議員全員協議会でご説明したとおり、実施設計業務過程において事業費が計画より約4億5,000万円増という大幅な増額が見込まれたこと、そして町財政状況が大変厳しい局面を迎えており、このまま</p>



質疑	西舘議長	<p>進めた場合、将来の行財政運営に大きな影響を及ぼしかねない状況であることが判明したため、熟慮の上、事業をこのまま進めることについて一度立ちどまり凍結することを決断したところであります。</p> <p>以上です。</p>
	7番 (平野敏彦君)	<p>7番。</p> <p>この部分については、私は、30年11月22日の企画財政課で出した今後の財政見通しと財源確保についての資料に基づいて説明を、議員全員協議会で説明を受けたわけですが、その後、3月議会で大丈夫かというふうな質問で大丈夫だよという答弁があったわけです。今になって、7月に、町当局の出前講座の資料を見ますと、財政のあらましでいっても非常に厳しいというのが書いてあったんですけども、議会の全員協議会が開かれたのが9月5日で、多目的ドームの整備事業の取り扱いについては今町長が言う4億5,400万円増額になってできない、凍結したい、25年までの期間というふうな話だったんですけども。私は、この町の、こういうふうな流れの中で、なぜ9月になってから凍結という判断になったのか。この財政計画からいったら、3月時点でもうこれは要注意です、ドームについてはそれなりにもっと細部にわたって検討しなければなりませんという話があってもよかつたんじゃないですか。全く見通しが、私ら議員に対する説明というのは、何を根拠に説明するのか、私、理解できませんよ。3月議会で、町長があれほどちゃんとやるって言っているのに、何カ月たっています。何でこういうふうに変ったんですか。もう一回説明願いますよ。</p>
答弁	西舘議長	<p>政策推進課長。</p>
	政策推進課長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>先般の、議員全員協議会の資料に載ってございましたが、もともとドーム整備事業につきましては16億7,000万円を前提にいろいろな計画等を進めてきたわけでありまして。それが、昨年度から今年度にかけての2カ年事業で実施設計業務に委託の過</p>

		<p>程の中で、当初16億7,000万円を前提としたものが4億5,000万円増というものがこの春判明いたしまして、それでありますと前提条件が異なるということで、この春から内部協議をしてきて今回に至ったわけであります。</p> <p>以上です。</p> <p>7番。</p> <p>これまで、16億7,000万円の事業費が21億2,000万円に膨らんで、その4億5,000万円がふえたために財政が立ち行かなくなるということでありまして、そういうのがなぜ今だということについては、今なぜ議会に提案しなければならないのか。私はもっともっといろいろな意味で、財政的な部分の分析というのをされたのか疑問です。もっと、借り入れとかそういうのをおこせなかったのか、計画的にそういう見通しが立たなかったのか。本当に、ショックですけれども、本当にこのままではもうどうにも立ち行かないということで確認していいですか。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>これまで、16億7,000万円の事業費が21億2,000万円に膨らんで、その4億5,000万円がふえたために財政が立ち行かなくなるということでありまして、そういうのがなぜ今だということについては、今なぜ議会に提案しなければならないのか。私はもっともっといろいろな意味で、財政的な部分の分析というのをされたのか疑問です。もっと、借り入れとかそういうのをおこせなかったのか、計画的にそういう見通しが立たなかったのか。本当に、ショックですけれども、本当にこのままではもうどうにも立ち行かないということで確認していいですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p> <p>西館議長</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>ただいまの今後の見通しについてお答えいたします。</p> <p>先般の、議会全員協議会でご説明したものと少しかぶる部分がありますが、ちょっとご容赦いただきたいと思います。</p> <p>当町の財政状況につきましては、平成29年度から普通交付税の減少を主な要因として歳入が減っております。一方、歳出のほうは主には最低賃金の上昇などを反映した委託料の上昇だとか、そういったものが背景としてありまして、コストは上がっております。これまで内部でマイナスシーリングだとか、財源確保策といった取り組みを行ったにもかかわらず、コストを減らすことができずふえているという、(不規則発言あり) この結果でございます。よろしいですか。</p> <p>7番。</p>

質疑	7番 (平野敏彦君)	<p>時間がありますので、次に入らせていただきます。</p> <p>その実施設計では、3番目の財源対策、このドームの財源対策についてはもう4億5,000万円超えて財源は手だてができない、それで凍結するんだということで解釈していいですか。</p>
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>はい、そのとおりです。ですから、先般も説明したように、合併特例債が使える期限であります令和25年までに最終的な決断はしたいと考えております。</p>
質疑	西館議長  7番 (平野敏彦君)	<p>7番。</p> <p>私もいろいろ確認してみました。そうしたら、本年度、30年度の一般会計の決算を見ますと、不用額が1億8,400万円、歳入歳出予算残額が1億8,657万9,687円、うち基金繰り入れが1億円すると、繰り越しが8,600万円。ここの歳入計画、財政計画で見ますと、収支の差額を9,900万円見込んでいるわけですね。約1億円が浮いているわけですよ。計画より上回っているわけですね。これだって、この計画と違ってくるんじゃないですか。財源があるんじゃないですか、これ。</p> <p>それと、30年度の、新年度の……新産業事業団の利子補給だって終わる、そこで1億円が浮く、私は一番のこの財政計画の中で示されてある、町長の公約である給食の無償化についても約1億2,000万円、これらを総合的につなげていったらこの見直しをしなくてもいいんじゃないか、凍結しなくてもいいんじゃないかと。そういうふうな見通しが私なりに立つ。私は、やはり、成田町長の公約実現のためには、いろんな形でスタッフがいろいろな角度から分析、検討して、もっともっと結論出すべきではなかったのかと。私は、この計画出たら来年は1億9,700万円が赤字で出ていますけれども、不用額が1億円以上出ているわけですよ、毎年。こういう計画で、これがまた黒字になったら、財源があることになるわけでしょう。やっぱり、そういう見通しが、私は非常に甘いんじゃないかと。凍結の、25年までなんていうのは、私は全く、私らを、議会を軽視しているという思いがあり</p>

	<p>西館議長</p>	<p>ますよ。いま一度、私の計画的な部分と、財政担当のほうの見通し、これについてお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、担当課長が説明する前に、先ほどの答弁を訂正したいと思います。</p> <p>先ほど、私が凍結の時期を令和25年と言ったような気がしております。失礼しました。令和7年ですか、そういうことですので訂正します。(不規則発言あり)</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>昨年11月に示した財政計画のことについてお答えいたします。</p> <p>昨年11月に示しました財政計画につきましては、平成30年度は9,900万円ほどの黒字を見込んでおります。しかしこれは、財政調整基金の取り崩しを見込んだ、3億7,000万円ほど見込んだ上での話でございます。ですので、この財政調整基金の取り崩しがなければ、およそ3億円ほどの赤字となっているといった実態でございます。</p> <p>それから、平成31年度から平成33年度までの状況についてお答えいたします。</p> <p>そのときお示しました財政計画では、およそ2億から3億4,000万円ほどの赤字を見込んでおります。この赤字分はどうするかというと、財政調整基金の取り崩ししかないわけでございます。ところが、これは全てこの財政調整基金を取り崩してしまうと、もうもはや予算の調整に使えないと。本来の財政調整基金の役割が果たせないということで、財源確保策といったようなことで、1億1,000万円を目標として、先ほど話にも上がりました町単独補助金の減額であったり、委託料の減額であったり、はたまた賃金の減額であったりといったような取り組みを行いました。しかしながら(「いい。答弁が長い」の声あり)ですが、ちょっと済みません、見通しのことについて(「いや、いい、もういい、わかった」の声あり)</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>いろいろ、それは説明はありますよ。でもやっぱり、私らと余りにも説明したのとの相違があるということは、私は議会の部分としては、なかなかよしとするべき部分ではないなという思いがありますし、さっき言った町長の公約の部分の給食の完全無償化だって、やっぱりこれは見直すべきですよ。今、こういう重大な時期だというのに、これだけは別枠というのは私は当たらないと思いますよ。ちゃんと、五所川原の市長だって、選挙で公約して当選して、大変だっていうことになったらやらないでしょう、見直し、見送ったでしょう。やっぱり、こういうふうなトップとしての決断が、私は一番これからの財政運営上求められる部分じゃないですか。財政担当課も、それだけ必死だったら、町長にそれだけ説明されたらどうですか。私はそういうふうな、職員があつてしかるべきだと思いますよ。それを一つ。(「町長」の声あり)</p> <p>それから、続けて3点目に入らせていただきます。</p> <p>指定管理者制度の導入についてであります。</p> <p>令和2年4月施行の改正地方公務員法により、臨時職員の人件費が大幅に増大する見込みから、民間活力を導入した効果的な管理運営を導入し、財政基盤の強化を図るため指定管理者制度を導入するとあります。みなくる館、町立図書館、大山将棋記念館の3施設の直営と、民間委託の差額は240万9,000円となっておりますが、これで本当の財政基盤強化となるのかお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほど、答弁しようとしたら、とまりましたので、後で個別にお話ししたいと思っております。ご了解ください。</p> <p>それでは、ただいまのご質問にお答えします。</p> <p>直営方式と、民間委託費の差額240万9,000円については、8月26日に開催した総務文教常任委員会に提示した資料に掲載している3館運営に係る経費比較で示した額になります。</p>

		<p>この経費は、主に、人件費の施設運営費等の直接経費などの合計金額の差額であります。事業実施に当たっては地方自治法にも規定している最小の経費で最大の効果を上げる努力が必要になると考えます。</p> <p>平野議員ご質問の、財政基盤の強化についても、このような努力の積み重ねにより構築されるものと考えておりますので、引き続き事業実施に当たっては、サービスの低下をできるだけ招かないことを念頭に、経費削減に向けた取り組みを推進することをご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>続いて、1点、サービスの低下を招かないということでありませうけれども、じゃあ再質問として、民間活力を導入した効果的な運営管理の方法、具体的にどういうことをするんだということがあったら説明いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>民間活力を活用した段階での管理の方法になります。</p> <p>大きく分けて2つあります。</p> <p>まず、1つは、毎年度出していただく事業報告書になります。この事業報告書にのっとして毎年確認をいたします。それに伴って、いろいろな情勢変わった部分とかってというのは双方で協議を行って、年度別協定の中で定めていくようになります。</p> <p>あと、毎月の確認といたしまして、月次報告を受けることになります。こちらのほうの中で、さまざまな館の運営の中で起こっているものを、この報告書の中に示していただき、その部分で確認するっていう形になります。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番</p>	<p>7番。</p> <p>管理運営の方法ですから、私は例えば指定管理者がこういうふ</p>

	<p>(平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p> <p>町長</p> <p>(成田 隆君)</p>	<p>うな方向づけでこの施設を管理し、運営しますよという目標が定められているのかなと思ったら、そういうことじゃないという、結果に基づいてということですから、私とちょっとずれていますから、次の質問をさせていただきます。</p> <p>全員協議会での、検討着手区分の児童館の直営と民間委託の差額というのはどのくらいになるんですか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>児童館運営を町が直接行った場合に必要な経費は、会計年度任用職員に移行した児童館職員の人件費等で約6,290万2,000円が見込まれます。</p> <p>一方で、指定管理者制度へ移行した場合に見込まれる経費は、人件費や指定管理料などで約5,476万1,000円となり、その差額は単年度で約814万1,000円と試算しており、先ほど答弁した社会教育施設の差額と合わせると約1,000万円程度の財政効果が、試算の段階では見込まれております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p> <p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番</p> <p>(平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>この資料に基づいて見てみますと、木ノ下児童センター9人、それからみなくる館、図書館、大山記念館、これらを入れると15人の方々が任用期間が解かれるわけで、本当に私から言わせると、せっかくこれまで長年にわたって臨時職員として携わってきたのに、今のこの働き方改革の恩恵を受けることなく次に移行されるというのについては非常に残念だし、本人の気持ちも、本当に役場というのはこういうことのやること、役所なのかなというふうな思いを持っているかどうかわかりませんが、私はそういう思いです。</p> <p>それによって、この3点目に入らせていただきますけれども、指定管理者制度を導入することによって、今の言う会計年度任用職員の採用は来年はなくなるんですか。</p>

答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えします。 指定管理者を予定している児童館、図書館、みなくる館、大山将棋記念館において、事業者選考などの手続を経て指定管理者が決定した場合、施設の管理運営は指定管理者になるため、指定管理者が職員を採用することになります。したがって、指定管理者を予定している施設への会計年度任用職員の配置及び採用はできないものと考えております。  以上です。
質疑	西館議長  7番 (平野敏彦君)	7番。  指定管理者に移行することによって、指定管理者が採用していただくというのはわかります。じゃあ例えば、指定管理者が決定できなかった場合、そういう場合はどういう対応をするんですか。
答弁	西館議長  総務課長 (泉山裕一君)	総務課長。  指定管理者が、募集の状況で、まず応募がなかったという状況になります。そういう場合は、再募集するということがまず一つ考えられます。そのほかには、業務委託での検討、あわせて直営で行うかの検討をするという形が必要になると思います。  以上になります。
質疑	西館議長  7番 (平野敏彦君)  西館議長	7番。  再募集する、そしてまたそれでもなかったら業務委託します。その、今働いている方々についてはいつになって、そういうもう来年の採用はありませんよという通告をするんですか。その時期をお伺いします。  総務課長。



答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>今、児童館及び社会教育施設の3施設なんですけれども、指定管理者制度のほうに移行していきますというのは順次説明をしております。今の段階は、そういう形で町としては指定管理者ということやって募集をいたしますということの説明を行っているという状況でございます。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>それぞれ、生活を抱えて働いているわけですから、私は非常に、行政側の都合だけで事務を進めては、私は働く人の心情というのを理解していないような気がしますよ。早目、早目に対応して、やっぱりこういう形で進めて、こうなればこうなるということの説明をちゃんとすべきだと思いますよ。そこを一つ……、あと5分、わかりました。</p> <p>じゃあ、続いて4点目の質問に入らせていただきます。</p> <p>受動喫煙防止対策についてであります。</p> <p>2018年7月18日に改正健康増進法が成立し、25日に公布されました。罰則つきで禁煙場所での喫煙を禁じ、これまでの努力義務だった望まない受動喫煙防止を義務化する法律です。それに伴い、2019年7月1日から役所、学校敷地内が原則禁煙となりました。町の対応についてお伺いをいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町では、昨年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律に基づき、第1種施設である行政機関を初め、学校、病院の施設を敷地内禁煙とし、さらに喫煙スペースである特定屋外喫煙所も閉鎖し、7月1日から敷地内での喫煙を完全に禁止したところがあります。来庁する喫煙者の皆様にはご不便をかけることとなりますけれども、昨今の社会的・時代的背景からご理解いただけるものと認識しております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長  7番 (平野敏彦君)	7番。  7月1日からは、今町長が答弁する第1種で、行政の敷地内全面禁煙ということになるわけですが、来年、2020年4月1日からは全面的に法律が施行されるわけで、これに対する町の対応というのは、どういうふうな取り組みをしていくんですか。
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えします。 本年7月1日から、学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎である第1種施設では、特定屋外喫煙所以外での敷地内は禁煙となりましたが、2020年4月からは事務所、工場、旅館、ホテル、飲食店、鉄道などの第2種施設でも、原則屋内での喫煙が禁止されます。町としては、行政機関の敷地内禁煙を実施しておりますが、公民館や体育施設などの行政機関ではない施設については、敷地内であっても周囲の状況に配慮すれば屋外での喫煙は認められているため、今後喫煙のあり方については必要に応じて、施設を利用する方の意見などを踏まえ検討していく予定であります。 以上です。
質疑	西館議長  7番 (平野敏彦君)  西館議長	7番。  2020年までまだ期間があるわけでありましてけれども、今、町長が答弁している第1種については全面敷地内、そういうもので対応していくよということで、状況に応じて、喫煙者の権利も守られているわけですから、やっぱりそういうものを町でどういうふうな、じゃあここで、この場所とかって指定してやるのか、その施設ごとに、工場とかそういう部分についてはこういう形で取り組んでくださいとかっていうことになるのか、そのところの取り組み方を一つ補足していただきます。  総務課長。

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>多分、第2種の施設という形になると思います。第2種の施設ということになりますと、今の施設の中ではほとんど屋内は禁煙の対応をとっておりますので、基本的には第2種施設としての本来この法に定めている部分はクリアされているものと認識しております。</p> <p>ただ、今後、第1種施設、庁舎等と同様な形で検討していくのか、対応をどうしていくのかというのは、今後の検討次第になっていくと思いますので、各おのおの施設管理する担当課でまず基礎的な部分を今後検討していくものと思われまます。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>私は、一般質問これで終わりますけれども、いろいろな意味で今回は大変重要な課題が山積したなと思っております。町長初め、各課長の皆さんには真摯な答弁をいただきましてありがとうございました。</p> <p>終わります。ありがとうございます。</p> <p>これで7番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。 お昼のため、1時30分まで休憩します。 (休憩 午後 0時00分)</p> <p>榎山副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 1時31分)</p> <p>榎山副議長 議長にかわり、副議長が暫時議事を進行します。 ここで、総務課長より2席7番平野議員からの再質問についての答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。総務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>2席7番平野議員の質問事項1、行政組織見直しについての中で、本庁舎及び分庁舎の職員の数何人かという質問に対して答弁いたします。</p> <p>平成30年度の職員数は、本庁舎82人、分庁舎77人になります。令和元年度につきましては、本庁舎101人、分庁舎54</p>

		<p>人になります。</p> <p>後刻答弁になりましたことをおわびするとともに、今後答弁できるよう努力していきたいと思えます。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>3席6番、日野口和子議員の一般質問を許します。</p> <p>議長のお許しを得て、6番日野口和子、一般質問をさせていただきます。</p> <p>1点目、改めて問う子育て支援対策ということで、妊娠期から子育て期までの悩み等、気軽に円滑に進められているのかお答えください。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>3席6番、日野口和子議員のご質問にお答えします。</p> <p>妊娠・出産・子育てに対する不安や悩みを抱えている方は多く、その不安や悩みに耳を傾け、必要な支援を切れ目なく行っていくことは大変重要であります。</p> <p>そのために、母子健康手帳交付や、出生届時妊産婦・乳幼児の家庭訪問、保育施設や医療機関への訪問、妊婦・乳幼児健診の際の医師や助産師、保健師や栄養士による面談など、多くの機会を捉え、妊娠・出産・子育てが苦痛ではなく、喜びと感じられるようにサポートに努めております。</p> <p>また、今年4月から町民課、環境保健課、介護福祉課の保健福祉部門を本庁舎に配置したことにより、母子保健と児童福祉の連携がより円滑に進められてきていると考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番。</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>本庁舎にまとまったということで、皆さん、来る人たちもすぐ便利というか、安心感を持っているんじゃないかなということ</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>を、私も傍目か見てそう感じておりました。ありがとうございます。</p> <p>ただ、どこに行ってもいいかわからないという、複数のお母さん方の声も上がっており、相談に来るのを待つだけではなく、積極的に町民に寄り添う対策をとる必要があると思いますけれども、お考えをお示してください。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>子育て支援に関して、どこに相談に行けばいいのかわからないという声があるとのこと指摘であります。妊娠・出産・子育ての相談は、内容によって担当課が異なる場合があります。戸惑われる方がいるかもしれませんが、先ほど答弁したとおり、保健福祉部門3課を本庁舎に配置したところであり、本庁舎におこしいただければ安心して相談できるよう連携を密にし、対応するように努めております。</p> <p>さて、議員ご指摘の相談に来るのを待つだけではなくて、積極的に町民に寄り添うような対策が必要であるとのこと意見については、全く同感であります。</p> <p>したがって、保健師や栄養士が妊産婦や乳幼児を対象に可能な限り家庭を訪問し、相手側の都合により相談できないような場合には、電話や面接での相談にて、妊娠の経過や健康状態の確認、家庭環境の把握、産後の育児についての相談など、不安や悩みに耳を傾け、専門的な知識と経験に基づき、必要な支援を行っておりますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番、日野口議員。</p> <p>すごく、女性の立場、母親の立場、子供を妊娠している親の立場、子供を持っているお母さんの立場になればありがたい言葉をいただいたと思っております。ぜひとも、そういうふうにして、お母さん方に寄り添って、たくさん悩みを持っている人はいるん</p>

		<p>ですよ。泣きながら来る方もいます。ですからそれを、私は保健福祉課のほうに行ってきたら、保健師さんに相談したらということしか言えない場合もあるんですよね。私だけに話をして、これを私どこに持っていけばいいのかというときもありますけれども、そここのところもよろしく願いいたします。</p> <p>ですから、3番目の、妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援拠点、これは必要ではないかな、町民に広く知らされているのかなということをお聞きしたいと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成29年の母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援などの業務を担う母子健康包括支援センターの設置が努力義務化されました。</p> <p>これを受けて、平成28年度から関係課により検討を重ね、母子保健業務と児童福祉業務を融合したワンストップ拠点を令和2年度に設置する方向で庁議決定いたしました。ただし、新たに施設を建設するものではなく、事務分掌の見直し等の組織機構を改編するというものであります。</p> <p>このセンターを設置することにより、妊娠期から子育て期まで支援の必要な方がワンストップでサービスを受けることが可能となり、相談や悩み事にきめ細かく対応を行えること、そして児童虐待の予防や発見対応が早期に行えるなどの効果が見込まれます。</p> <p>なお、センターの詳しい内容については、庁内で調整や協議をしている段階であり、12月定例会前の議員全員協議会などで議員各位へ説明した上で、町民を初めとした関係者へお知らせをし、理解を得ていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番、日野口議員。</p> <p>ありがたい言葉をいただきました。ぜひとも、新しく建物を建てるんじゃなくて、ある建物の中でそういう場所があると、お母</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>さん方も安心して行けるだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>4番目の、子育て支援センター情報、これ、今月号にも載りましたけれども、子育て支援センター情報が広報おいらせ7月号に記載されておりましたが、「詳細は町ホームページで確認を」と記されておりましたが、果たしてこれでよいのでしょうか。ホームページを開けない人たちもいるんですよ、若いお母さんであっても。丁重に各月の行事予定を記載する必要があるのではないかなと思っているのですけれども、お考えをお示してください。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>子育て支援センターの情報は、ことし4月号までは毎月広報1ページを使用し、行事予定も含め掲載しておりましたが、広報経費節減と読者が限られるなどの理由により、現在は行事予定を省略し、掲載枠を縮小した上で掲載しております。</p> <p>したがって、この掲載枠を縮小した対策として、子育て支援センター事業の利用家族は若者世代が多いため、スマートフォン等の情報機器からホームページを確認できるように広報へ掲載しております。</p> <p>また、議員ご質問のホームページを利用できない方への対応については、直接町民課へご連絡いただければ、町でチラシを配布したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番、日野口議員。</p> <p>ありがとうございます。今度、そのような方がおりましたら、町民課へ相談に行ってくださいということでお話をしておきます。</p> <p>次に、2番目にいきます。</p> <p>障害者の現在実情はどうなっているのでしょうかということですが、まず1点目、当町の障害者は現時点で何名おられるのでしょうか。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>ご質問にお答えします。</p> <p>障害者基本法において、障害者は身体、知的、精神の3つの障害に分類され、身体障害者手帳の所持者は852人、知的障害者に交付する愛護手帳が257人、精神障害者保健福祉手帳が181人となり、本年8月末現在では合計で1,290人となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番、日野口議員。</p> <p>ただいま、町長から身体、知的障害、精神、この人数を数えて教えていただきましたけれども、意外と多いんですね。びっくりしました。ぜひとも、この方たちがよりどころとするところがあればいいなと思っております。</p> <p>じゃあ、2番目の、障害者のために町はどのような対策をとっているのかお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町では、障害者対策として平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「第2期おいらせ町障がい者基本計画」を策定しております。</p> <p>この計画の3つの基本目標として、地域生活を支える保健・福祉・医療の充実、社会参加を促進する支援の充実、お互いを思いやりともに支え合う環境づくりを定めているほか、主要施策として在宅生活支援の充実、経済面の安定と支援、相談支援体制の充実、雇用促進と就労支援の充実、権利擁護の充実などにより、障害福祉のサービス提供や充実を図っているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、日野口議員。</p>



質疑	6 番 (日野口和子君)	今、お伺いしましたら、多岐に、地域社会環境と、また対策も含めてですけれども、多岐に支援のための対策をとっているということでした。でも、この方たちは、例えば社会参加というときには、今何人くらいいるんでしょうかね、社会参加。(「答弁」の声あり)わからなかったら後でもいいです。後で教えてくれれば。
答弁	檜山副議長  介護福祉課長 (田中淳也君)	介護福祉課長。  お答えします。 社会参加、何人くらいということで、どの辺まで社会参加といところで捉えるかもありますけれども、大部分は施設の入所、それから施設に通所、それから就労支援とかも行っていますけれども、それも外に出るための、本当の普通の方たちと一緒に仕事をする手前の就労支援、それから施設だけで行っている就労支援と、3段階くらいの就労支援があります。それを、克服できるような方たちが健常者の方と一緒に生活する社会参加になっていくものと思っておりますので、この中の少数人数と思っております。 以上です。
質疑	檜山副議長  6 番 (日野口和子君)	6 番、日野口議員。  あれ……、今、就労、施設の受け入れは幾つありましたでしょう、何社というか、ありますか。行っているところですね。
答弁	檜山副議長  介護福祉課長 (田中淳也君)	介護福祉課長。  障害のほうは、施設が県内で相当数ありまして、まず、県内でさまざまな施設がありますけれども、約1,200くらいの事業所があります。そのうち、管内といいますかこら辺近郊になりますと、上北郡、三戸郡、八戸、三沢、十和田くらいになりますと、大体20種類くらいの施設でありまして、数としては380くらいあります。そのうちの当町においては、種類としますと14種類、31事業所あります。

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>以上です。</p> <p>6番、日野口議員。</p> <p>ただいまおっしゃった14種類というのはどのようなものか、教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>一つは、居宅介護支援といまして、在宅サービスをするための計画を策定する支援。それから、重度障害者に対する訪問介護、それから、障害者を支援する同行援護サービス。それから、施設での介護をする生活介護。それから、短期入所。それと同じく、入所支援。次に、共同生活介護、グループホーム等になります。あと、自立するための自立訓練。それから、就労支援のA型及びB型。あとは、一般相談支援の地域の移行支援と、地域の定着のための支援というのがあります。あとは、児童発達支援。それから、放課後等のデイサービス。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番、日野口議員。</p> <p>それでは、変えていきますけれども、今現在、障害者、知的、精神的、身体的いろいろ3通りありますけれども、障害者をこのおいらせ町で就労させている施設は何件ありますか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>就労させている事業所は、就労支援のA型というのが1カ所、それからB型というのが4カ所、計5カ所になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>6番</p>	<p>6番。</p> <p>済みません、私、勉強不足で。</p>

答弁	<p>(日野口和子君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>就労支援A型とB型というのは、そのあれば、どういうふうに理解すればいいのでしょうか。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>国の制度で示されているものをちょっと読みたいと思います。就労支援のA型というのは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者とあります。</p> <p>B型のほうについては、前段のほうが同じですが、読み上げます。通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所の雇用されていた障害者等で、その年齢、心身の状態、その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者ということで定義をされております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番、日野口議員。</p> <p>ごめんなさい、まだ理解が足りませんので、後でゆっくり教えていただければありがたいと思いますけれども、よろしく願いします。</p> <p>次……3番目にいきます。</p> <p>公共施設のバリアフリー対策、これはどうなっているのかということで、説明をお願いします。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>公共施設のバリアフリー対策については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の中で定められる床面積が2,000平方メートル以上である一定規模以上の特別特定建築物が対象で、当町の施設ではみなくる館、町民交流センター、いちょう公園体育館、おいらせ病院、本庁舎、分庁舎の6施設が該当します。</p> <p>また、バリアフリー法では、最低限のレベルである建築物移動</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>等円滑化基準への適合を義務づけており、その主なものとしては出入り口や廊下幅の確保、あるいはスロープや手すりの設置、エレベーターやその乗降ロビーへの一定規模の面積確保、そしてトイレ設置の場合は車椅子利用者等への配慮、さらにオストメイト、これは人工肛門のことだそうですが、その対応などが決められており、当町においてはこれらの基準全てを達成している建物はおいらせ病院だけで、その他の施設においては完全に基準を満たし切れていない状況であります。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、日野口議員。</p> <p>町長、おっしゃっているとおり、例えば北部公民館なんかもスロープも狭いし、階段なんかもすごく不便な状態です。</p> <p>きのう、阿光坊古墳館ですか、あそこに行ったら、素晴らしいスロープはあるし、こういうふうによく広くって高齢者にも誰にでも入れるような出入り口であればいいなと思っていましたので、どうか考えてみてくださいとお願いしたいと思います。</p> <p>3番目にいきます。</p> <p>来庁する町民のための快適な庁舎ということでございますけれども、現庁舎の空調設備の整備を考えていただけないでしょうかと思っております。</p> <p>なぜならば、私も6月下旬からたびたび庁舎に出向くことが多くて、そのたびに町民の姿に戸惑いを覚えることがありました。タオルなりハンカチなり扇子なりで暑さをしのいでおります。暑さを我慢している。</p> <p>先般、7月30日、31日と岩手県の視察に、4つの庁舎視察に行ってきました。そうしたら、どちらも快適なのね。だから、こういうところ……もあるんだなと気づいてきましたし、改めて、ここ、我がおいらせ町の庁舎の不備、ごめんなさいね、不備を再認識して帰ってきたような状態でございます。岩手県のほうは、もう来庁者もゆったりとして、それぞれ思い思いにくつろいでおりますし、高校生なんかも宿題なんかしたりしていてゆったりしている、とてもすごく印象的な事ごとがありました。</p> <p>だから、今お金がないのはわかります。建物も凍結している、</p>
-----------	-------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>これも勇気、尊敬します。ですけれども、財政が逼迫している中でも、何ていうんですか、町民ファーストの立場で考えてみたら、空調設備は今すぐにもできるんじゃないかなと私は思っているんですよ。どうでしょうか、お伺いします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>現庁舎の建設は、本庁舎が昭和58年に、分庁舎が昭和50年と、これ以外にもその当時に建設された公共施設には冷房設備が整備されていないため、近年の猛暑時期に来庁する住民の皆様には大変不快な思いをさせ申しわけなく思っているところであります。</p> <p>本庁舎の冷房設備については、平成22年に導入に係る費用の調査を行った結果、見積額で約1億4,000万円が必要とされ、現在だとそれ以上の費用が見込まれると想定しております。このような調査結果から、庁舎への冷房設備を見送り、各課に扇風機での対応を行っているところであります。</p> <p>しかし、今後、統合庁舎の方向性が決まり、仮に庁舎建設となった際は、冷房設備などの導入も含め検討することになります。現時点では多大な経費が見込まれるため、新たに冷房設備を導入する予定はないことをご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>6番、日野口議員。</p> <p>お金がないと言われれば、私、次の言葉が出ないんですけれども。財政が逼迫している中でも……この一般質問するのは正直言ってちゅうちょしたんですよ。だけれども、ここ年々、東北地方もそうだけれども、北東北も、フェーン現象が起きていて、もうどっちが沖縄か、私のふるさとの沖縄かわからないくらいの温度です、高温です。きょうも30度を超えているだろうと思いますけれども。ですから、この温度状況もありますので、来庁される町民の方のことを第一に考えていただき、そしてまた庁舎に、私</p>

		<p>たち一旦庁舎から出ればクーラーでもかけて車の中で涼むこともできるんですけども、庁舎で朝から夕方まで働いている町民、職員ですね、職員も町民の一人です。私たち町民のために手となり足となり目となり、一生懸命働いてきているわけです、その庁舎の職員も町民だということを含めて、もう一度考えていただければありがたいなと思って、私の質問を終わりたいと思いますが、最後に、先般の全員協議会の中で、町長の凍結という決断、敬意を表したいと思います。町民の一人としてありがとうございますと申し上げ、私の一般質問を終わります。</p> <p>以上です。(不規則発言あり) 答弁、どうぞ。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>町民を思いやる、そして職員を思いやる気持ちは大変ありがたく受けとめなければならぬし、真剣に受けとめております。今、現在、この議場も相当な暑さかなと思って、私も少し汗気味になっておりますけれども、いろいろな部分で金がないと言えば問題解決するんでないかという考えは一切持っておりませんので、できるだけ経費を捻出して、しからばどこから手をつければいいのかということも含めて、職員とよく相談しながら、いろいろな部分で考えさせていただきますようお願いいたします。ご指摘、ありがとうございました。</p> <p>終わります。(「ありがとうございます」の声あり)</p>
<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>これで、6番、日野口議員の一般質問を終わります。</p> <p>引き続き、日程第2、報告第5号、平成30年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、報告第5号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページから2ページになります。</p> <p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づ</p>

	<p>き、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し報告するものであります。</p> <p>結果から申しますと、議案書2ページに記載のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準内、資金不足比率にあつては経営健全化基準内となっております。</p> <p>説明につきましては、別冊の決算報告書主要施策の成果で行います。緑の表紙になります。そちらをご用意いただいて、150ページをお開きください。</p> <p>それでは、決算報告書の150ページ、(1)実質赤字比率、連結実質赤字比率についてです。</p> <p>実質赤字比率につきましては、表の(A)の欄に記載のとおり、一般会計等の実質収支が1億8,437万7,000円と黒字であったため、数値の計上はありません。また、連結実質赤字比率につきましては、(D)の欄に記載のとおり、各会計を連結した実質収支が11億6,428万5,000円という黒字であったため、数値の計上はありません。</p> <p>次に、(2)の実質公債費比率です。今年度ご報告する数値は3カ年平均で11.1%ですが、昨年度ご報告した数値が11.5%でしたので、前回報告した数値と比較しますと0.4ポイントの減となります。なお、単年度の比率は、昨年度とほぼ同様の10.86809%となります。</p> <p>次に、(3)の将来負担比率です。</p> <p>151ページになります。</p> <p>今年度ご報告する数値は14.0%。前年度と比較し、1.5ポイントの減となります。</p> <p>主な増減要因は、この表の③の欄、地方債の償還に係る一般会計等からの繰り入れ見込みの減によるものであります。</p> <p>最後に、資金不足比率です。</p> <p>152ページをごらんください。</p> <p>(1)の病院事業会計につきましては、(A)の資金剰余額の欄に記載がありますように、流動資産額が流動負債額を大きく上回っており、資金不足を生じておりませんので、資金不足比率の計上はございませんでした。</p> <p>また、(2)の公共下水道事業特別会計と、(3)の農業集落排水事業特別会計につきましては、それぞれ表中の(A)の欄に記</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長  (議員席)</p>	<p>載しましたように、歳入歳出差引額が黒字であるため、資金不足比率の計上はありませんでした。</p> <p>なお、健全化判断比率とあわせて、町財政状況を把握するため必要な情報について、154ページに掲載いたしております。</p> <p>これは、先日5日の議員全員協議会における内容と同様のものでもありますので、詳細についての説明は省略いたしますが、あわせてごらんいただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第5号を終わります。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>日程第3、報告第6号、平成30年度おいらせ町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、報告第6号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページから4ページになります。</p> <p>本件は、平成29年度から平成30年度まで継続費で実施いたしました町総合計画策定事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものであります。</p> <p>内容につきましては、町総合計画策定支援業務の委託契約を2カ年として実施したもので、2カ年分の計画額836万円に対し、支出実績合計が816万2,640円となり、差し引き19万7,360円が不用額となったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>檜山副議長  (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>



当局の説明	檜山副議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第6号を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>日程第4、報告第7号、平成30年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p>
	政策推進課長 (成田光寿君)	<p>それでは、報告第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページをごらんください。また、あわせて別冊にてお配りしております、青森県新産業都市建設事業団の平成30年度決算に係る資料もご用意ください。</p> <p>本件は、当該事業団から平成30年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条の規定による、改正前の地方自治法第312条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>なお、当町にかかわる百石住宅用地造成事業の概要についてご説明し、他の事業につきましては資料参照とさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>それでは、別冊でお配りしております、平成30年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算、資料1の14ページをご用意ください。横の資料、右上に資料1と書いてあります。その14ページをごらんください。</p> <p>百石住宅用地造成事業の決算報告書のうち、(1)収益的収入及び支出についてご説明いたします。</p> <p>収入の第1款事業収益の決算額は1億813万221円であり、その内訳として第1項営業収益810万3,377円は、住宅用地1区画の用地売却収益であり、第2項営業外収益1億2万6,844円は、町からの財務改善補給金1億円のほか、一時借入金利子補給金及び預金利息であります。</p> <p>一方、支出の第1款事業費用の決算額は565万352円であり、その内訳として第1項営業費用562万3,887円は、用地売却原価であり、第2項営業外費用2万6,465円は、一時借入金利息であります。</p>

		<p>16ページをごらんください。</p> <p>損益計算書です。</p> <p>1、営業収益の用地売却収益810万3,377円は、住宅用地1区画分売却分。</p> <p>2、営業費用用地売却原価が562万3,887円。</p> <p>3、営業外収益では預金利息が379円、補助金は財務改善のための町からの補給金1億円、雑収益は一時借入金に対する町からの利子補給金2万6,465円、合計で1億2万6,844円となりました。</p> <p>4、営業外費用の支払利息2万6,465円は、一時借入金に対する利息となります。</p> <p>これらにより、当年度純利益は1億247万9,869円となり、前年度までの繰越欠損金9,356万8,388円を加えた891万1,481円が当年度未処分利益剰余金となり、翌年度へ繰り越ししております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>7番、平野議員。</p> <p>今の説明ですと、町からの補助金というのが今年度はないわけで、繰り越しになった891万1,481円は翌年度というようなことですが、この事業団の会計はいつまで続くんですか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>実は、百石住宅用地造成事業の会計の清算につきましては、8月の議員全員協議会のところでもご説明したところであります。現在は、まだ清算を行っておりませんので、精算行為が済むまではこの百石住宅用地の会計は続くこととなります。</p> <p>一応、予定といたしましては、今年度中に清算の手続を経て、来年度から、もしその手続がうまく進むようであれば来年度からなくなる予定となります。</p>

	<p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>以上です。</p> <p>よろしいですか。ほかにございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第7号を終わります。</p> <p>日程第5、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p> <p>諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります山端節子氏の任期が令和元年12月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。 山端氏は、平成13年11月より現在に至るまでの6期18年間、人権擁護委員として在籍し、長年人権相談や人権教室といった地域の人権擁護活動においてよき理解者であるとともに、指導者としてご活躍されており、その信望は非常に厚いものがあります。人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。質疑ございませんか。 7番、平野議員。</p> <p>私は、別に反対するわけじゃないんですけども、この人権擁護委員については、ある一定の年齢があったような気がするんですけども、70歳までだったか。ちょっとここの確認をしたいと思います。</p>
<p>当局の説明</p>		
<p>質疑</p>	<p>7番 (平野敏彦君)</p>	

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>今の議員の質問にお答えいたします。</p> <p>人権擁護委員の年齢制限についてはございません。ただ、おっしゃるとおり、ある程度年齢というのは、こちらも推薦するときに考えなければならないものと考えております。やはり、ある程度、いろいろなことで町民の相談に乗って、いろいろなことに応えていかなければならないということですので、そういう意味でしっかり今現在の状況を確認して、ご本人の状況を確認いたして、ご本人から了解を得て、人権擁護委員になっていただいているという状況になっています。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>法的に年齢制限が定まっていないということのようでありますけれども、いろいろな意味で、次の方もそうですけれども、非常に我々の団塊世代に近い人方が推薦されているわけで、町で進める子育て支援、いろいろな若い人が対象になった事業の中に、相談にマッチする年齢の人を推薦しているのかなという疑問が、私はあるわけで、長ければいいわけでもないんじゃないかなという思いがあります。他の自治体の例もあると思いますけれども、私はやはりある一定の年齢の中で、2人あるんだったら年齢構成を変えていったほうがいいんじゃないかなという思いがあります。そこだけ、披露しておきます。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>答弁はいいですか(不規則発言あり)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>これから諮問第2号について採決をいたします。 本案は、これを適任とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案はこれを適任とすることに決しました。</p> <p>日程第6、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p> <p>諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります倉持晶郎氏の任期が令和元年12月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。 倉持氏は、平成23年1月より現在に至るまでの3期9年、人権擁護委員として在籍し、積極的に地域住民の相談や助言指導に当たりながら、平成25年5月から十和田人権擁護委員協議会常務委員の要職も担われ、地域の人権意識向上のため精力的に活動されており、その信望は非常に厚いものがあります。人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。質疑ございませんか。 13番、西館芳信議員。</p> <p>本来であれば、諮問第2号のほうで話す内容かもしれませんが、2号を聞いていて、今回特に3号に移って聞いてみたいなどという思いを強くしたものですから話をしますけれども。 議員として過去二十数年間、この同様の案件について対処してまいりました。普通は、人事案件ですので、一つは町長なりの根</p>
<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館芳信議員。</p> <p>本来であれば、諮問第2号のほうで話す内容かもしれませんが、2号を聞いていて、今回特に3号に移って聞いてみたいなどという思いを強くしたものですから話をしますけれども。 議員として過去二十数年間、この同様の案件について対処してまいりました。普通は、人事案件ですので、一つは町長なりの根</p>

<p>答弁</p>	<p>檀山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>回しとか、そういうのがあるというのがあれですけども、今回そういうこともなかったのかなと思っています。そして、また、以前から思って、議会の中でも話をしたことがありますけれども、採決はとるけれども、この採決がどうであろうか、町長がこの人が適任だということであればもう、議会の意思は何ら反映されない。そのまま法務省のほうに行くんだという答弁もいただいて、そのとおりだと思います。法律が、そういうふうにもう議会の意思も大した酌まない、それから、根回しも何もなくて町長が絶対自信を持ってここに人物を送ってきたということは、成田隆町長のリーダーシップが発揮されつつあるのかなということで、それはそれで歓迎ですが、そうすると、議員として、実は今、余りやたらめったらなことはしゃべれないなど、この件に関しては、となると、ここで意見を求めると、意見とありますけれども、何十年とこれされてきて、今、はたとこの二字に突き当たりまして、意見とは何たるやということで、いま一度確認したくて、担当課長、大変申しわけないんですけども、どういうふうにしてここを把握していますか。</p> <p>お願いします。</p> <p>町民課長。</p> <p>では、今の質問にお答えいたします。</p> <p>人権擁護委員に関して、議員の皆さんから意見を求められております。人権委員の職務といたしましては、皆さんの人権に関することに対してお応えするというところで、人格的なところ等、一応把握しなければならないということは皆さんもご存じのとおりだと思います。我々も一応、なかなか人を、人選のところではなかなか探せないということで、先ほどの平野議員のほうにもちょっとお答えしづらい部分があつて、やっぱり若い方のほうをちょっとなかなか登用できないという部分があるのは確かです。済みません。戻りますが、質問のところですね、その人格というところ等々、我々職員、もしくは町長、副町長を含めて、ある程度見えている、その人については見えている部分があると思いますが、外部でやはり、見えない部分についてもある程度評価してほしいなということがあるかと思っています。そういうことで、議員</p>
-----------	--------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>の皆さんのほうからも、そういった一般的な、町民からの意見を吸い上げてくれると思っておりますので、そういうところで、もし意見があるのであればいただければなど、担当課長として思っております。</p> <p>以上になります。(不規則発言あり)</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>意見ということですね、私、自分の考えになりますけれども、根回しもされない、誰からも頼まれていない、誰も一言も言わなくて提案してきたということで、確かにご指摘の部分もあろうかと思っておりますけれども、先ほど担当課長が言ったように、なり手を探すのは大変だなという部分があります。しかしながら、この件に限らず、できるだけ町内に大勢の人がいるんだから、入れかわり立ちかわり、みんなにこういう制度があるよということを認識してもらうために人の入れかえも必要ではないのかなというのは常々思っております。そして今、平野議員からご指摘があったように、次はよく考えて人選せよ、あるいは提案せよという意見、こういうのが本当の今西館議員がおっしゃったような意見に当たるのかなという気がしております、次は参考にしようとか、そういうふうには私今、平野議員から言われて、次は少し考え直さないと、提案するときは気をつけないと、というふうには思ったので、意見はどんどん言ってくればその中から、自分に都合のいいところ、あるいはこれは個人情報に触れる部分は指摘されないというのはいないのはあれだし、そういう部分では貴重な意見だと思っております。ありがとうございます。次は、年齢とかいろいろな部分で、地域性も考えなければならないし、そういう部分では考えていきます。よろしく申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>西館議員。</p> <p>町長、どうもありがとうございました。あと、町長お答えになった部分は、平野議員から出て、私も全く平野議員と思いは同じでしたので、それはそれで大変結構でございます。</p> <p>町民課長、私、本当に知りたいのは、意見というこの二文字の、</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>いつもあれ小面倒くさいやつだってしゃべられたくないんだけど、定義が何だかということなんです。ですから、人権擁護委員法の中で、例えば2条で、この法律で意見とは何々を言うとかって書いてあれば、それでばっちりですけども、恐らく、私も不勉強で申しわけないんですけども、書いていないような気がするんですよ。そうすると、私たちに意見を求めるのは結構だし、ただ、意見というのは、それは国語辞典みれば統一的な見解は載っていると思いますけれども、それとまた、各法律によっていろいろ意見という捉え方、同じ言葉であっても用語が違うのは世の中には枚挙にいとまがないわけですからね。ここでは一体何を言うのか、いま一度議員としてはっきり認識しておかなければならないなど。今回の場合、特に、今思ったんですよ。急だったのであれですけども、私も勉強しますし。後でまた、もし、今、後でもいいですので、教えていただければと思います。</p>
	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>まずは、済みません、お答えが少しずれていました。</p> <p>まず、一つ目ですね。まず、この人権擁護委員は、人権擁護委員法という定めがありまして、先ほど議員おっしゃるとおり、この議案の9ページにあります人権擁護委員法の6条3項の規定により、議会の意見を求めると、求めてくださいということがこの3項にうたわれているところであります。</p> <p>先ほどの意見という形になりますが、先ほどのことに追加してお話いたしますと、例えば先ほどの平野議員の質問にもあったように、いろいろな方に擁護委員としてはやはり広く識見があるということも一つ必要かと思えます。そういう意味では、例えば先ほど話した子育てに精通した方等、若い方等、いろいろなことに対して意見を言うことも必要かと思っております。ちょっと、その意見については、それぞれがあるかと思えますが、済みません、今、私のちょっと答えられる範囲は以上になりますので、よろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>西館議員、よろしいですか。(「はい」の声あり)</p>



答弁	総務課長 (泉山裕一君)	<p>総務課長。</p> <p>私のほうから、委員を委嘱するまでの流れというものを、簡単にご説明したいと思います。</p> <p>まず、市町村長がまず人権擁護委員にふさわしい、地域の候補者という方を選びます。この地域の候補者ということは、先ほど町民課長も説明したみたいに、人格、識見が高く、また広く社会の実情に通じて、人権擁護について深い理解がある人という方が候補者という形になります。この方を選ぶという形になりますけれども、まず、市町村長だけが決めるというわけにはいきませんので、それで人権擁護委員法の第6条第3項において議会の意見を聞いて、それがあくまでもそういう候補者にふさわしい人ですよというために意見を聞くという形になっています。意見の内容がどういうふうなものかというのは、ちょっと法律、ある部分の資料を見たんですが、ちょっとそこはうたっておりません。その後、その意見を聞いた上で、法務局のほうへ推薦いたします。今度、地方法務局に関しては、今度は弁護士会及び人権擁護委員の連合会に意見を求めて検討した後、法務大臣が委嘱するという形になっております。</p> <p>一連の流れという形になりますので、ご了承願います。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (日野口和子君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>6番、日野口和子議員。</p> <p>教えていただきます。</p> <p>人権擁護委員は、選挙活動はできるのでしょうか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>選挙活動はできます。</p> <p>以上になります。</p> <p>6番。</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (日野口和子君)</p>	<p>議会の意見、地域の意見とか言っていますけれども、その意見がもし偏った方向からの意見であったらどうします。いまだに、いろいろと問題があるところもあるんですよ。そのこのところ、まとまっていますか、意見。(不規則発言あり)</p>
<p>答弁</p>	<p>檀山副議長  町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。  ただいまの質問にお答えいたします。 今、おっしゃられるのは、恐らく町民からの、それぞれの人権擁護委員に対する意見なのかなと思われませんが、一応そのところについては、我々のほうは把握、全てしているわけでありませんので、ちょっとお答えしかねる部分です。ただし、その部分、もし仮の話ですけれども、議員の皆様方のほうで捉えられて、資格のほうでいかがなものかなということがあれば、ちょっとこちらのほうには事前に、この場でもよろしいと思いますが、いただければと思います。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檀山副議長  7 番 (平野敏彦君)</p>	<p>よろしいですか。(不規則発言あり) ほかに。 7 番、平野議員。  いろいろ議論していますけれども、私は、この人権擁護委員の方、今、関連しますけれども、選挙活動とかそういうのできるということですが、例えばいろいろな思想、信条的な部分で、自分の意見をマスコミとかそういうのに発表してもいいのかと。この人は、一回新聞に載せているんですよ、自衛隊の……戦争にかかわる部分で。私はちょっと、こういうの載せていいのかなと、ちょっと切り抜きはとってあったんですけども、見つけれなくてあれなんですけれども、そういうふうな部分があっても、別に推薦した行政側のほうはかかわりは何もないということで捉えるのか、それが一つ。 それから、今、日野口議員が言っているように、その意見が同意しかねるような意見が多かったら、どういう対処をするのか、この2点、お聞かせいただきたい。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>では、今の質問にお答えいたします。</p> <p>今の話であれば新聞紙上等に出して、ちょっと戦争問題と、ちょっとその部分については私もわかりかねる部分ですが、その内容が、そもそもその、その本人の活動自体に直接影響しているものなのか、ものでないのかっていうことも、一つ判断材料になるかと思います。</p> <p>それと、実際に人権擁護委員になった場合なんですけれども、その内容というのは人権だけでなく幅広く困り事相談等々ということが出てきます。一応、人権擁護委員の方とお話ししたところによりますと、その相談内容については法務局のほうと相談しながら対応方を進めているという形になりますので、よっぽどの言動等に問題が、対象者、もしくは皆さんのほうによっぽどの不利益等のことがない限りは、そちらのほうは大丈夫、新聞紙上でだけであれば大丈夫かなと思われまます。</p> <p>さらに、もう一つ、人権擁護委員の、今回議員、こちらの議場の諮問等のかかわり方になりますが、当然こちらのほうで採決という場面も出てくるかと思えます。そちらで当然否決されれば…、失礼しました、ちょっとそこ、答弁は後で、後刻報告したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。(不規則発言あり)</p> <p>平野議員。</p> <p>ちょっと、私の言っている……課長はかわっているから、新聞紙上のところはよく把握していないということですけども。実際に、国のそういう政策的な部分を自分が主張しているわけですから、やっぱり本当にそういうのが、その国の機関の法務大臣の公平公正な立場の形で活動できるのかというのが、私とその新聞を見て感じたことをそのまま言っているわけで、その記事はちゃんと残っているはずですよ。ですから、その辺が行政側で知り得ていないというのは、ちょっと私はいかがなものかなと。当時の</p>

答弁		<p>課長なりそういうのは気にしなかったのかなという思いが一つ。</p> <p>それと、さっき、否決となればって、これは同意を得る案件ですから、同意がなければなくても、町長が推薦して事務的に処理できますよということなのか。ここ、もうちょっときちっと教えてください。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>副町長。</p>
	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>お答えをしたいと思います。</p> <p>まず、思想的なもの、戦争が云々という新聞記事ということなんですけれども、私もその部分はちょっと承知はしておりません。ただ、拉致の問題で、その新聞に投稿していたという記憶はございますけれども、拉致対策については人権の部分では取り上げている部分でもありますので、それに対してのコメントだったかなとは思っております。ただ、申しわけございませんけれども、その戦争云々とか、思想的なものについてはちょっと承知はしておりませんでした。</p> <p>それから、この場で同意が得られないということであれば、それはもう一度皆さんのほうにこの方でいいのか、それともまた別な人になるのかということをお諮りしなきゃいけないのかなと思っておりますけれども、いずれにしてもこの実績といたしますか、経験を踏まえてこの方を町として推薦してやるということですから、何とぞ同意いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時40分)</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時41分)</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>14番。</p>
質疑	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>この倉持さんの人物像についていろいろ議論されていますけれども、私もすぐ近くですからよくよくわかっております。</p> <p>ところで、町長はこの提案をしました。提案理由もお話ししま</p>

		<p>した。この中に、航空自衛隊、一般幹部候補生、それから一等空佐、この提案理由をするにこのようなことが必要なんですか。確認の意味です。この人を人権擁護委員にしますよと、意見を聞きたいよと、こういうふうな人物だよということなんですけれども、この一般幹部候補生、一等空佐、これがなぜ提案理由に、どのような影響で、この形が出てくるのかお伺いいたします。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>では、議員の質問にお答えいたします。</p> <p>議案書の10ページにあります氏の略歴のところにあります職歴のところに、確かに航空自衛隊入隊と書いて括弧して一般幹部候補生と書かれてあります。実は、これについては前回、前々回の議案書と全く同じになっております。略歴については、極力その人柄等を確認するために、状況をまず詳しく書いたほうがいいということもありますので、こちらのほうは差し支えない限り記載しております。よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>松林議員。</p> <p>3年、4年たてば、いろいろなものの考え方が変わってくると思います。私はこの人物については、どうかこうとかという気はさらさらございません。ただ、この提案理由を知るに、前はこうだったと、この関連、自衛隊の幹部候補生、先ほども新聞記事等々がいろいろ議論されております。だから、これがやっぱり必要で、この提案理由を述べるにこれが必要なんだと。でももう従来からそういうふうに来てきたんだから、何も問題ないでしょうと、だから従来どおり記載しましたと、提案しましたと。ですから、本当にこれが必要なんですかと、私が聞きたいのは。本当に、幹部だから人権擁護委員としてふさわしいですよと、そういうことになりますか。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>総務課長。</p>

答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>今、職歴のところが出てきております。今の段階で、この括弧書きの部分が正しいか否かはちょっと判別つけられません。本当に必要かどうか、今の状況ではわかりませんので、少しお時間をいただければ、こちらのほうで、どこまで調べられるかわかりませんが、ある程度この中身についてちょっと調べてみたいと思います。基本的に、職歴ですので、航空自衛隊にとか、定年退職を迎えましたというのはよろしいかと思えますけれども、括弧書きの部分が適正か否かというのを、少しお時間をいただきたいと思います。</p> <p>以上になります。(不規則発言あり)</p> <p>そのほか、質疑ございませんか。(不規則発言あり)</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後 2時46分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 3時00分)</p> <p>総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>先ほどの質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、10ページをごらんになっていただきたいと思います。一応、参考資料と書いております。参考資料ということでわかりやすくするため、まず職歴の中では役職などを情報として表示しております。今後、このような表示が必要がないのであれば、除くことも可能でございます。</p> <p>以上になります。</p> <p>町民課長。</p>
答弁	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>各関係の質問に対して答弁がずれていることをおわび申し上げます。</p> <p>一つ、それで、平野議員の質問に対して、一部追加です。定年退職等がないかというご質問です。ないとお話ししました。法律上はありません。ただ、一応、法務局のほうからは75歳で、極力そこで、内部ルールとして75歳を過ぎた方は更新はしないほうがいいですよという内部ルールがありましたので、それを追加</p>

	<p>でお知らせいたします。</p> <p>それから、人権擁護委員の推薦委嘱に当たって、いろいろとちょっと議論があるところです。推薦と委嘱に当たって、人権擁護委員法の6条の6項にこのような文言が、文章が書いてありますので、読み上げたいと思います。</p> <p>人権擁護委員の推薦及び委嘱に当たっては、全ての国民は平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除くほか、政治的意見もしくは政治的所属関係によって差別されてはならないということが記載されてあります。</p> <p>まず、言論の自由もありますので、そのことが本当に他の方を傷つけるような内容でなければ、まず大丈夫かと思えます。</p> <p>それから、この中にあります7条のほうは、委員の欠格条項、委員にしてはならないということの条件が記載されてあります。こちらのほうをちょっと読み上げます。</p> <p>次のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできないということになっておりまして、①といたしまして禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、また執行を受けている、受けることがなくなるまでの者。それから②といたしまして、前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者。③日本国憲法施行の日移行において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者、とあります。一応こういうものが欠格条項になりますので、そういう観点から、皆さんには意見をいただきたいということとなります。</p> <p>加えまして、倉持氏の推薦についてで、当課の考え方なんですけれども、こちらの人権擁護委員の活動に関しては、議案書の10ページ、略歴に書いてあります最後のところです。最後、十和田人権擁護委員の協議会の副会長も今現在しているところがあります。こういうところで、町の人権擁護委員としての活動を非常に積極的にしていただいているところでもあります。</p> <p>倉持氏が、現在町の会長的な役割を果たして事務を進めている状況もあります。熱心にそういう人権活動を行っていただいていることを考慮いたしまして、引き続き推薦したいと考えております。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		以上になります。
檜山副議長 (議員席)		答弁は終わりました。 ほかにございませんか。
檜山副議長		<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。(不規則発言あり) 初めに、原案に反対する者の(「その討論の議事進行についてです」の声あり)じゃあ、どうぞ。
13番 (西館芳信君)		私一人としては、別に町が、町長が自信を持って推薦してきた人物だから何ら異論はないんだけど、今、話したりいろいろあるから、純粋な人事案件じゃないけれども人事案件に準ずるものだと思います。ですから、討論を省略して投票してください。
檜山副議長		ちょっと休憩します。  (休憩 午後 3時06分)
檜山副議長		休憩前に引き続き会議を開きます。  (再開 午後 3時06分)
檜山副議長		2人以上の投票に賛成の方がいれば、それが可能と言っていますが、いかがですか。西館議員。
13番 (西館芳信君)		わかりました。じゃあ、まだ誰が賛同してくれるか見ていませんよね。それを見ても結構です。じゃあ、討論省略という動議、動議だから2人以上ということは認められないということで、認められなくてもいいですけども、次、採決の段になって投票ということは1人でも可能ですので、やっていただければ、私の用は足ります。
檜山副議長		わかりました。じゃあ、まず進めます。それから反対討論等、していただきたいと思います。 本案の質疑、終わりました……、
13番 (西館芳信君)		まず、私の動議に対し支持する人がいるかいないか。いなければいけないで結構ですから。そこをちゃんとやってください。



<p>檜山副議長</p>	<p>済みません、暫時休憩させていただきます。 (休憩 午後 3時08分)</p>
<p>檜山副議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 3時10分)</p>
<p>檜山副議長</p>	<p>先ほど、西館議員から投票ということの話が出ましたが、それに皆さんが賛成するかどうかで、それをやるかやらないかを決めたいと思いますが、いかがですか。 平野議員。</p>
<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>皆さんが賛成とかそうじゃないんじゃないですか。私は、複数のそういう同調する人があれば、投票されるべきと思うんですけども、私の解釈間違っていますか。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p>それは間違っていないと思います。多数決になることになると思います。(「議長」の声あり)</p>
<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>仮に、投票になったとして、どうなるかわかりませんが、仮に投票となったとして、反対が多い、反対票のほうが多いとなった場合、それすぐ効力を発することはないでしょう。あくまでも町長の、我々の意見を聞いて、町長が最終的な判断をするということになるでしょう。我々が投票したのが、反対票が多くても、じゃあ倉持さんは、あなたは人権擁護委員にはなりませんよということにはならないでしょう。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p>そのとおりです。結果的には、あくまでも賛成の方が多かった、少なっただけの評価になるだけだろうと思います。 はいどうぞ、7番。</p>
<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>議長の説明でいけば、反対が多くても、14番議員が言ったように、町長の判断で推薦していくんだというようなことで、それはわかりますよ。ただ、今、確かに投票、例えば私も同調しますから投票になると思いますけれども、投票が半数以上になったものを、その意見を付す、こういう結果ですよということで推薦して上げていくんですか。私は、上げられたほうは、そんなに議会</p>

	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>でそういう声がある人をよく推薦したなという、逆に捉え方をされるんじゃないですか。何で、こういう人が法務局に推薦したんだという形。結果はついていくわけでしょう、意見を求めるですから、議会の意見が。私は、それはちょっと、いかなものかなと思うので、その辺をちょっと整理して、私らに理解するようにご説明いただきたいと思います。</p> <p>ただ、今の流れの中で行きますと、反対、賛成のところまで行くような流れになってしまっています。それはあくまでも、それによって物事がよし悪しにつながるのかといえばそうじゃなくて、あくまでもそういう意見が出ましたよというようなことで、あとは町長の判断でやっていくことになるんじゃないかなと、そういうふうに理解しますけれども。(「やればいい」の声あり)</p> <p>意見は意見として、言論の府だから大切だ、必要なんですよ。私が言っているのは、まず最初に私が動議、しゃべっているわけですから、その第一段階として、その動議がいいのかどうかということで、賛同者がいなければだめだということになるでしょうし、賛同者がいれば動議と。その動議は何かというと、2番目に、じゃあもう討論を省略してすぐ投票しましょうよというのが2番目ですよ。その辺、整理してやらないと。私しゃべっているのと、ちょっと意味が違うと思う。</p> <p>ちょっと、理解不足かもわからないですけども、ただ、そういうふうに私は感じて、まずは、そういうふうに西館議員からの提案が上がっていますから、皆さんにどうしますかということで、賛成反対のそれを、投票をやりますかということ、今話しているわけ……。 (不規則発言あり)</p> <p>番号を言って発言してください。</p> <p>じゃあ、もう一度整理しますけれども、西館議員が、13番西館議員がお話したように、まずは、その反対、賛成のそれをやりますかというのが一つと、それから、またあと……。 (「いいですか」の声あり) ちょっと待ってください……。 まず、休憩します。</p> <p>(休憩 午後 3時16分)</p>
--	--------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>檜山副議長</p>	<p>休憩を解いて、引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時17分)</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>先ほど、西館議員がお話したそれに賛同いたしますか、いたしませんか。それを皆さんにお聞きいたしたいと思います。(不規則発言あり)</p> <p>ちょっと待ってください。</p> <p>それでは、討論を行うことに反対する方は、まずは起立をしていただきますか。(不規則発言あり)これは、形式上からいって、討論をやって原案に反対するかを、考えを、「10分くらい休憩して、まとめて」の声あり)</p>
	<p>事務局長 (小向正志君)</p>	<p>討論を用いないで採決できることの明文の規定の置くものは、まず会議時間の変更の異議、先決動議の表決順位の異議、日程の順序変更、追加の発議、延会の発議、一括議題の異議、提出者の説明省略、委員長及び少数意見の報告、発言時間の制限の異議、質疑討論の終結等々多数わたっております。本来であれば、採決の対象となる案件については、討論できるとすることが原則となっておりますので、討論は必要かと考えております。ただ、西館議員のほうから、討論を省略してほしい旨の動議がありましたので、ここで議長から討論を省略することに賛成か反対か、まず諮っていただきたいと思います。</p>
	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>今、事務局長の説明、大いに的確だと思います。そして、私、つけ加えたいのは、人事案件、純粋な人事案件であれば、何らこの討論を省略してやる事例は幾らでもあるわけですし、今のこれは、意見を求めるということで、終息する案件だけれども、実質的には人事案件に準ずる案件ということで、私は討論を省略することは差し支えないと思いますので、そういうふうにお願いしました。ただ、反対ではなくて、討論をやることは反対じゃなくて、省略してもいいんじゃないですかという動議です。「3時半まで休憩」の声あり) いいよ、じゃあ、休憩という動議を優先してもいいよ。別に何も、こっちを優先してもいいですよ。「3時半まで休憩」の声あり)</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>休憩します。30分まで。</p>

<p>檜山副議長</p>	<p>(休憩 午後 3時20分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p>(再開 午後 3時35分)</p> <p>会議時間を延長いたします。</p> <p>日程第6、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件について、議長判断により討論を省略し、投票、採決を行います。</p> <p>採決については、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;"><b>**議場出入口閉鎖**</b></p> <p>ただいまの出席議員数は12人です。議長は除きます。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番、吉村議員、11番、澤頭議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙を配ります。(「12人って言ったけど、13名じゃない」「投票権ないです」「入らないで13人」の声あり) 12人。(「投票するのは13人」の声あり) 済みません、13名です。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;"><b>**投票用紙配付**</b></p> <p>念のためもう一度申し上げますが、採決は無記名投票で行います。</p> <p>本案について適任とすることに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入お願いします。</p> <p>なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない票、「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことになっております。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;"><b>**配付漏れなしの確認**</b></p> <p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;"><b>**投票箱点検**</b></p> <p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。</p> <p style="text-align: right;"><b>**氏名点呼・投票**</b></p>

	檜山副議長	投票漏れはありませんか。
		**なしの声**
	檜山副議長	投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 10番、吉村議員、11番、澤頭議員、開票の立ち会いをお願いいたします。
		**開票**
	檜山副議長	投票の結果を報告いたします。 投票総数13票。 有効投票13票、無効投票0票。 有効投票のうち、賛成11票、反対2票。 以上のおり賛成が多数です。 したがって、諮問第3号は、原案のおりこれを適任とすることに決しました。 議場の出入り口の閉鎖を解きます。
		**議場出入口閉鎖**
日程終了の告知	檜山副議長	これで本日の日程は全て終了いたしました。 以上で本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	檜山副議長	あした10日は、午前10時から本会議を開き、引き続き議案審議を行います。
散会宣告	檜山副議長	本日は、これで散会いたします。  (散会時刻 午後 3時45分)
	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。